

第1回 小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 次第

日時：令和2年（2020年）7月31日（金）

午前10時から正午まで

場所：小田原市役所7階 大会議室

1 開会

2 委員の委嘱

3 副市長あいさつ

4 議題

(1) 委員長及び副委員長の選出について……………資料2

(2) 会議の公開について……………資料3

(3) 審議事項とスケジュールについて……………資料4,5

(4) 成年後見制度を取り巻く現状と課題について……………資料6

参考資料1～7

(5) 小田原市成年後見制度利用促進指針の策定に向けて……………資料7,8

参考資料8～10

5 その他

6 閉会

資料一覧

- 資料 1 小田原市成年後見制度利用促進検討委員会委員名簿等
- 資料 2 小田原市成年後見制度利用促進検討委員会規則
- 資料 3 小田原市成年後見制度利用促進検討委員会の会議の公開に関する要領
- 資料 4 小田原市成年後見制度利用促進に関する指針について（諮問）※当日配布
- 資料 5 成年後見制度利用の促進に向けた今後のスケジュール（案）
- 資料 6 成年後見制度を取り巻く現状と課題
- 資料 7 小田原市成年後見制度利用促進指針の策定に向けて
- 資料 8 小田原市成年後見制度利用促進指針の基本理念について

参考資料一覧

- 参考資料 1 成年後見制度の利用の促進に関する法律
- 参考資料 2 成年後見制度利用促進基本計画
- 参考資料 3 令和元年度 成年後見制度利用促進体制整備研修（基礎研修）※資料抜粋
- 参考資料 4 小田原市の成年後見制度を取り巻く現状と課題
- 参考資料 5 令和元年度小田原市成年後見制度利用促進懇談会概要
- 参考資料 6 成年後見制度の利用の促進に関するアンケート調査（事業所向け）
- 参考資料 7 成年後見制度の利用の促進に関するアンケート調査（士業団体等向け）
- 参考資料 8 小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱
- 参考資料 9 小田原市成年後見制度利用支援事業実施要綱
- 参考資料 10 成年後見制度利用支援のための助成のあり方について

小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 委員名簿

令和 2 年 (2020 年) 7 月 31 日

選 出 区 分	推 薦 団 体 名 等	役 職 名 等	氏 名 (敬称略)
弁護士	神奈川県弁護士会	神奈川県弁護士会県西支部 成年後見等対策委員会委員	ナカノ トモイチロウ 中野 智 一 朗
司法書士	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	リーガルサポート かながわ 幹事	アサヌマ サトシ 浅 沼 賢 史
社会福祉士	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会	権利擁護・成年後見事業部 ばあとなあ神奈川運営委員	フルサワ ヒデト 古 澤 英 人
行政書士	一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター	コスモス神奈川県支部 副支部長	サカイ タカシ 境 隆 志
民生委員	小田原市民生委員児童委員協議会	副会長	セ 戸 ショウコ 瀬 戸 昌 子
社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会の 職員	社会福祉法人 小田原市社会福祉協議会	事務局長	エンドウ タカフミ 遠 藤 貴 文
居宅サービス事業、地域密着型サ ービス事業、居宅介護支援事業、施設 サービス、介護予防サービス事業、 地域密着型介護予防サービス事業又 は介護予防支援事業を行う事業所の 職員	小田原市地域包括支援センター	地域包括支援センターしろやま 社会福祉士	スズキ ヒトシ 鈴 木 等
障害福祉サービス事業を行 う事業所の職員	神奈川県知的障害福祉協会 県西地区施設長会	相談支援センター エール 所長	ツユキ トシ 露 木 と し
公募市民			フクナガ サトコ 福 永 吏 子

小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 事務局出席者名簿

令和2年(2020年)7月31日

所 属	職 名	氏 名
福祉健康部	理事・部長	ヤマザキ フミアキ 山崎 文明
	副部長	ナカツカワ エイジ 中津川 英二
	ケアタウン担当副部長 (福祉政策課長事務取扱)	ハヤカワ キヨシ 早川 潔
福祉健康部 福祉政策課	総務係長	ツカダ タカシ 塚田 崇
福祉健康部 高齢介護課	課長	ヨシダ フミキ 吉田 文幸
福祉健康部 高齢介護課	地域包括支援係長	コノエ マサヒロ 小藪 正裕
福祉健康部 高齢介護課	地域包括支援係主査	オオミジヤ ノブヒデ 大見謝 信秀
福祉健康部 高齢介護課	地域包括支援係主任	マツダ シノブ 松田 尚吾
福祉健康部 障がい福祉課	課長	アオキ アヤロ 青木 章子
福祉健康部 障がい福祉課	副課長 (障がい者支援係長事務取扱)	モガワ ユミコ 茂川 由美子
福祉健康部 障がい福祉課	障がい者支援係主任	ヤマグチ コウタロウ 山口 晃太郎
福祉健康部 障がい福祉課	障がい者支援係主事	スギザキ ユウキ 杉崎 祐基

小田原市成年後見制度利用促進検討委員会 オブザーバー

令和2年(2020年)7月31日

所 属	役 職 名 等	氏 名 (敬称略)
横浜家庭裁判所 小田原支部	後見係 書記官	フクダ ヒロコ 福 田 裕 子
横浜家庭裁判所	家事第2部後見企画係 主任書記官	ヌマタ マサオ 沼 田 昌 男
社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会	権利擁護推進部 参事兼課長	オノ マユミ 小 野 真 由 美

小田原市成年後見制度利用促進検討委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和 5 4 年小田原市条例第 1 号）第 2 条の規定に基づき設置された小田原市成年後見制度利用促進検討委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第 3 条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 弁護士
- (2) 司法書士
- (3) 社会福祉士
- (4) 行政書士
- (5) 民生委員
- (6) 社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の職員
- (7) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）の規定により居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、施設サービス、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業又は介護予防支援事業を行う事業所の職員
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の規定により障害福祉サービス事業を行う事業所の職員
- (9) 公募市民
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、

その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、福祉健康部高齢介護課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市成年後見制度利用促進検討委員会の会議の公開に関する要領
(趣旨)

第 1 条 この要領は、小田原市成年後見制度利用促進検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第 2 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所、氏名等を傍聴受付票に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴の禁止)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険のおそれのある物品を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他会議の進行を妨げるおそれがあると委員長が認める者

(禁止行為)

第 5 条 会議を傍聴する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 傍聴席以外の場所に立ち入ること。
- (2) 私語、談笑その他騒がしい行為をすること。
- (3) 会議の言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明すること。
- (4) 飲酒又は喫煙をすること。
- (5) 写真、ビデオ等の撮影又は録音をすること。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の妨害となるような行為をすること。

(退場)

第 6 条 委員長は、会議を傍聴する者がこの要領に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 31 日から施行する。

令和 2 年（2020 年）7 月 31 日

小田原市成年後見制度利用促進検討委員長 様

小田原市長 守屋 輝彦

小田原市成年後見制度利用促進に関する指針について（諮問）

本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する指針の策定について、貴委員会の意見を求めます。

福祉健康部
福祉政策課
高齢介護課
障がい福祉課

成年後見制度利用の促進に向けた今後のスケジュール（案）

検討委員会	策定のステップ
第 1 回 7 月 31 日	指針策定の趣旨・市の現状と課題や目指すべき姿の共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針策定について諮問 ・ 成年後見制度を取り巻く国や本市の現状と課題 ・ 指針策定に向けた意見交換（基本目標や実施体制等）
第 2 回 11 月（予定）	指針素案の策定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指針素案について意見交換 ・ パブリックコメントについて
12 月 15 日～1 月 15 日（予定） パブリックコメントの実施	
第 3 回 2 月（予定）	指針案の確定 <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果とその反映 ・ 指針案の最終調整
3 月	答申 → 答申に基づき市が指針を策定

令和
3
年度**地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定**

- ・ 本指針は、「地域福祉計画・地域福祉活動計画」に、他の権利擁護施策とともに一体的に位置付け、統合する。

令和
4
年度**第 4 期地域福祉計画・地域福祉活動計画スタート****中核機関スタート**

成年後見制度を取り巻く 現状と課題

1. 成年後見制度に係る法整備

成年後見制度の発足

平成12年、介護保険制度の車の両輪として、成年後見制度は誕生した。

- ・「措置」から「契約」によって介護・福祉サービスを利用することになったため、判断能力が不十分で、一人では「契約」をすることが困難な方を支える制度として利用されてきた。
- ・しかしながら、成年後見制度は、資産の多い方の財産管理という私的な問題と捉えられがちで、社会生活上大きな支障が生じない限り制度があまり利用されない等、課題があった。

1. 成年後見制度に係る法整備

(参考資料 1、2 参照)

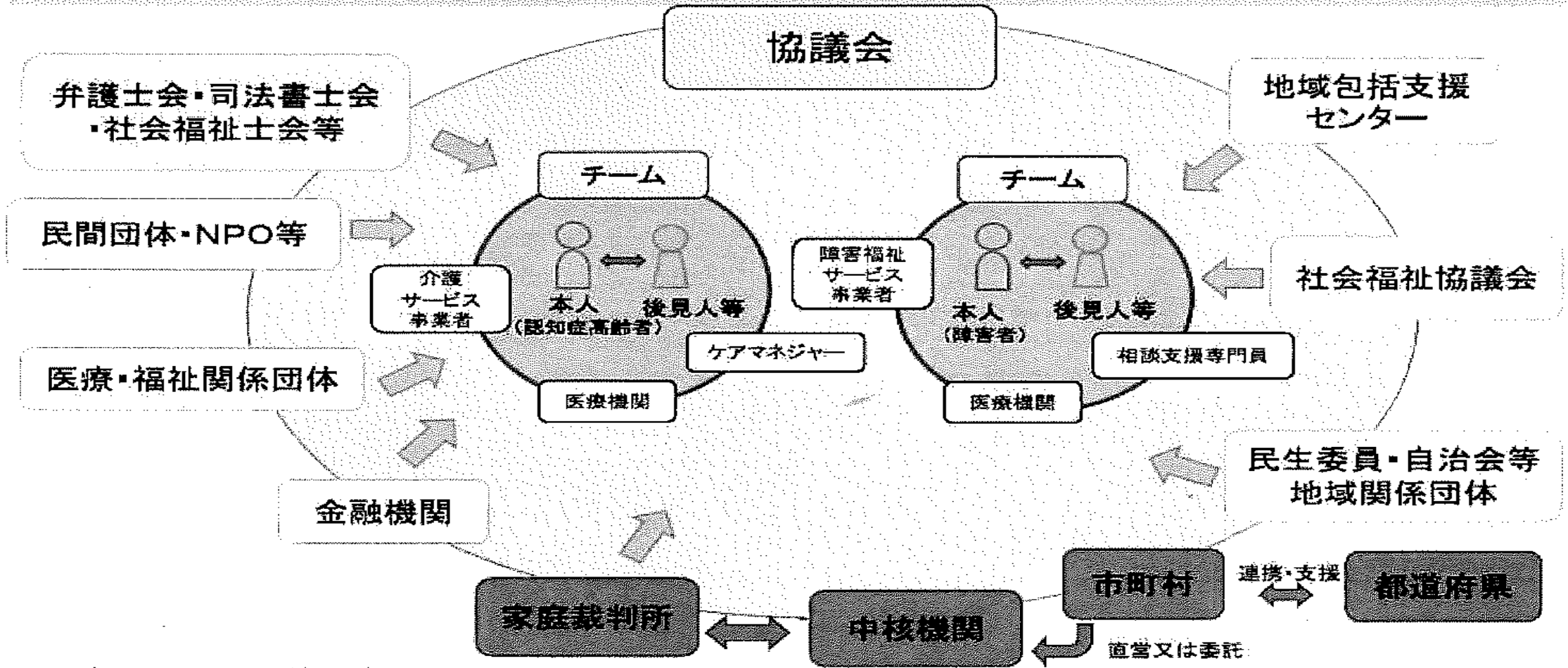
平成28年「**成年後見制度の利用の促進に関する法律**」施行

平成29年「**成年後見制度利用促進基本計画**」閣議決定

- どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用を必要とする方が制度を利用することができるよう、チーム・協議会・中核機関からなる「**権利擁護支援の地域連携ネットワーク**」の構築を求めている。
- その中で**①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援**の4つの機能を整備することが求められ、その結果**⑤不正防止効果**も生じる。
- こうした地域全体の体制を段階的に整備するため、市町村に対して計画を策定することが求められている。

地域連携ネットワークのイメージ

別紙



＜地域連携ネットワークの役割＞

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

＜地域連携ネットワークの機能＞

- 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

・相談対応

- ・チームの支援
- ・協議会の開催
- ・家裁との連携
- ・後見人受任者調整等の支援 等

出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント」より

2. 成年後見制度に関する全国の現状と課題

(参考資料3参照)

(1) 成年後見制度の利用者数・類型

- ・成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- ・平成30年12月末日時点の利用者数は218,142人いて、内訳は後見約77.7%、保佐約16.4%、補助約4.6%、任意後見約1.2% となっており圧倒的に後見の割合が多い。

(2) 認知症の人の将来推計

- ・九州大学二宮教授による「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」によると、2012年は認知症の有病者数462万人であるが 2025年の認知症の有病者数は約700万人となる予想。

2. 成年後見制度に関する全国の現状と課題

(3) 親族後見人と第三者後見人の割合

- ・平成21年には親族後見人の割合が約64%であったが年々減少しており、平成30年には約23%となっている。逆に第三者後見人の割合が上昇している。
- ・健常時の本人を知らない第三者後見人が本人の意思決定支援・身上保護を行う状況がある。

(4) 市区町村長申立て件数の推移

- ・申立人と本人との関係に関しては、本人の子が全体の約24.9%と最も多く次いで市区町村長が約21.3%、本人が約15.8%の順となっている。
- ・市区町村長申立て件数は年々増加しており、平成30年は7,705件あった。今後も市区町村長申立て件数は増えることが予測される。

2. 成年後見制度に関する全国の現状と課題

(5) 成年後見人等による不正報告件数・被害額

- ・ 成年後見人等による不正報告件数及び被害額は、平成26年まで増加傾向であったが、平成27年以降不正報告件数及び被害額はいずれも減少しているものの、依然として不正が確認されている。

3. 国の基本計画のポイント

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・ 財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した後見人の選任・交代。
- ・ 本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・ 各地域において①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進（マッチング）④後見人支援の機能を整備。
- ・ 市町村を主体として本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関」の整備。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

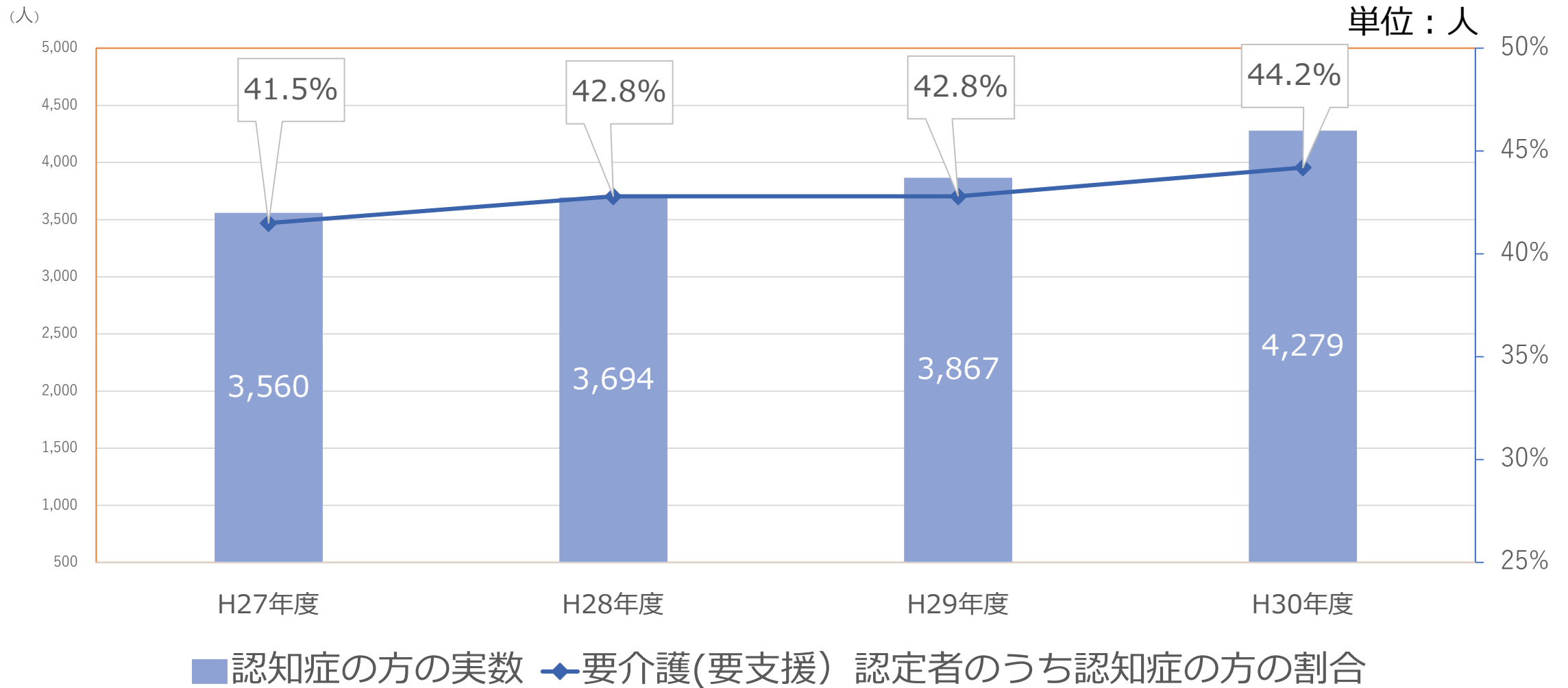
- ・ 後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討。

4. 本市の高齢者の現状と課題

(参考資料4 参照)

- 本市の総人口は189,376人（令和2年4月1日現在）で年々減少しているが、65歳以上の高齢者の人口は56,963人、高齢化率は29.9%で、今後増加傾向が続くものと推計されている。
- 認知症高齢者（要介護・要支援認定者のうち認知症の診断を受けている人）については、平成27年度の3,560人から平成30年度には4,279人に増え、今後増加傾向が続くものと推計されている。
- 今後増加することが予測されている、認知症高齢者が安心して地域で暮らし続けることができるよう、認知症高齢者の権利を守る仕組みや基盤の整備を図ることが求められている。

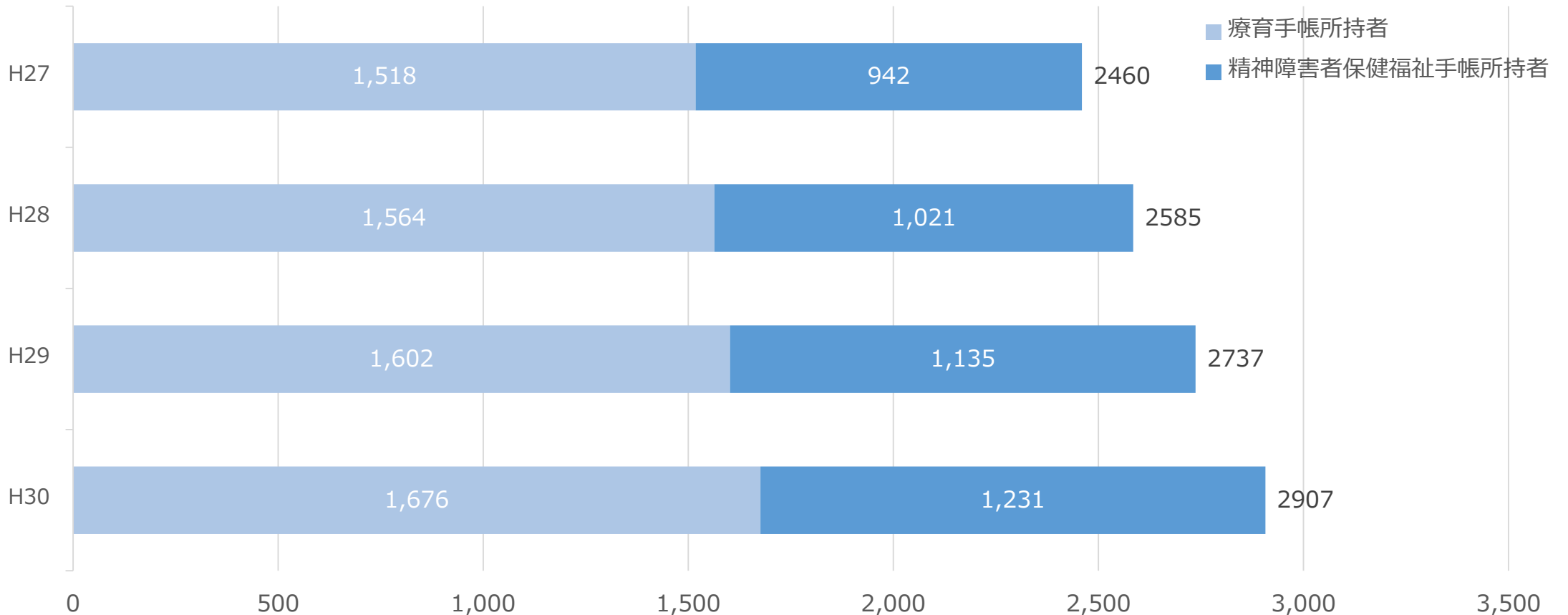
要介護（要支援）認定者の認知症高齢者の推移



5. 本市の障がい者の現状と課題

- ・本市の知的障がい者（療育手帳所持者）は、平成27年の1,518人から平成30年には1,676人へ、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は平成27年の942人から平成30年には1,231人へそれぞれ増加している。
- ・障がい者は、高齢者に比べ、障がいの種別や重さ、本人のライフステージに寄り添う長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守り等が重要である。施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への支援、合理的配慮の充実を推進していく必要もあるため、障がい者にふさわしい支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。

知的障がい者と精神障がい者数の推移



手帳所持者は各年の4月1日時点の所持者数。(小田原市調べ)

6. 本市の成年後見制度利用の現状と課題

- 本市の成年後見制度の利用者は507人（平成30年12月末時点）であるが、認知症高齢者が4,279人（平成30年）いることだけ見ても十分に制度が利用されているとは言い難い。
- 市長による成年後見申立てに関しては、ここ3年間で平均20件以上の申立てを行っている。
- 制度の相談において、専門的な相談や具体的な後見業務などの相談があった場合等、対応に苦慮している。
- 窓口で制度のリーフレット等を置いてはいるものの、市民に制度が十分に伝わっているとは言い難い。
- その結果、制度の利用を必要とする方を早期に発見し、早期に相談・支援につなぐことが十分にできているとは言い難い。

成年後見制度の利用者数

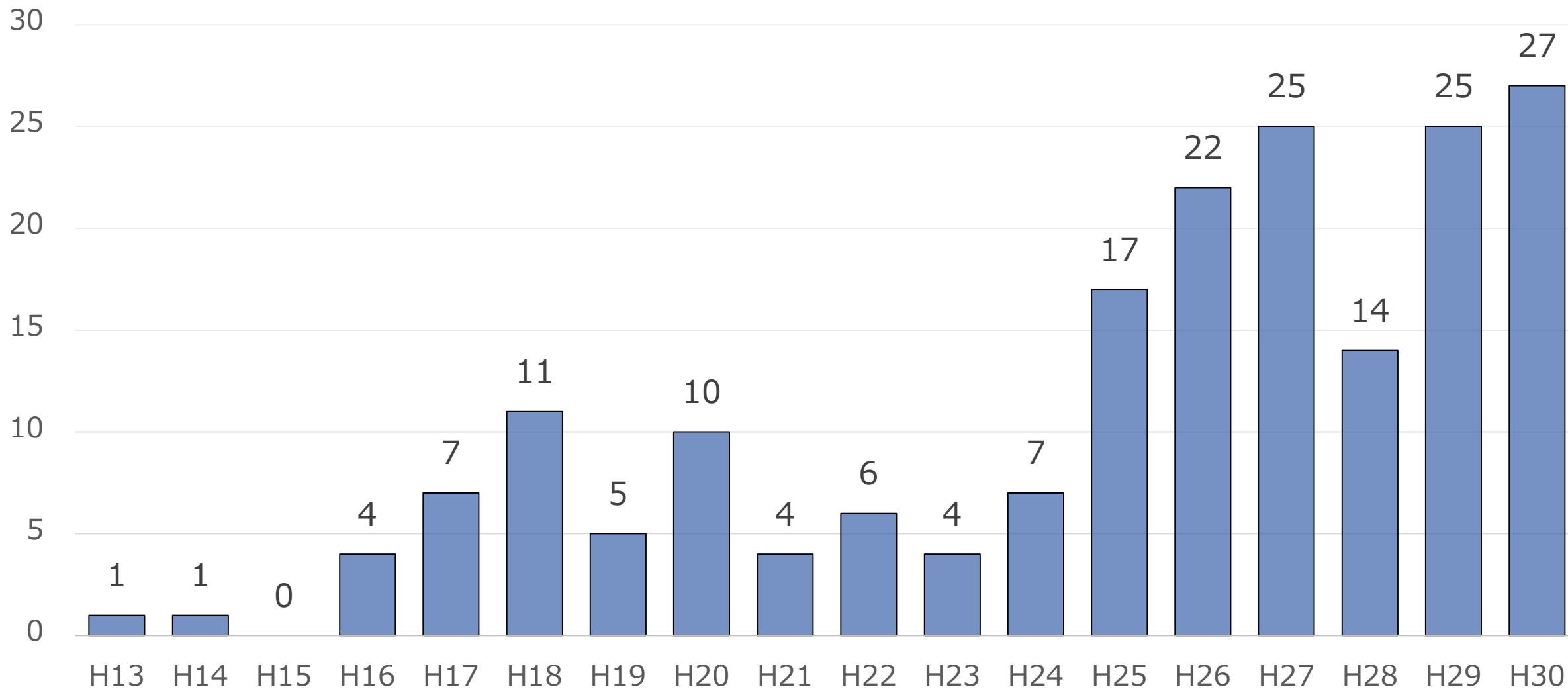
横浜家庭裁判所管内合計（平成30年12月末時点） 単位：人

	後見	保佐	補助	任意後見	合計	高齢者人口
小田原市	415	71	16	5	507	55,973
神奈川県	12,521	2,353	675	274	15,823	2,290,000

- （1）成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- （2）本資料は、平成30年12月末時点で横浜家庭裁判所が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- （3）（2）の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県内外の者の数は計上していない。
- （4）利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

市長申立て件数の推移 (平成13年～平成30年)

単位：件



7. 本市の成年後見制度に係る 課題の実態把握

(1) 成年後見制度利用促進懇談会で議論された課題（参考資料5参照）

- ・ 令和元年度に2回、士業団体等と懇談会を開催し、本市における成年後見制度の利用の促進に向けた現状把握や課題抽出を行った。
- ・ 主な論点として「**成年後見制度の普及・啓発**」「**相談窓口機能**」「**ネットワーク・連携**」などがあげられた。
- ・ 各士業団体から、中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた協力支援体制について御検討いただけるとの意見もあげられた。

7. 本市の成年後見制度に係る 課題の実態把握

(2) 成年後見制度の利用状況に関するアンケート調査から見えた課題

(参考資料 6、7 参照)

- ・ 令和 2 年度に成年後見制度に携わる士業団体や介護サービス事業所等に対し、制度の利用状況に関するアンケートを実施。
- ・ アンケート調査結果から見えてきた課題として「**成年後見制度の普及・啓発が不足している**」「**成年後見制度の専門相談窓口の設置**」「**本人を支えるチーム支援の推進**」が主に挙げられた。
- ・ 本市に期待することとして、「**申立て手続について**」「**低所得者への利用助成について**」「**市長による申立てについて**」「**成年後見制度に関する情報提供について**」の 4 項目が主に挙げられていた

8. 本市の成年後見制度に係る 現状と課題（まとめ）

- (1) 制度が多くの人に理解されていない現状があり、制度の利用を必要とする方が制度を利用することができていない。
- (2) 制度を総合的に相談できる窓口を本市は未設置なため、制度の相談が十分にできていない。
- (3) 地域において、制度の利用を必要とする方を発見したとしても、ネットワークが不足しているため、早期に相談につなぐことができていない。また、制度を利用していても、成年後見人等との連携が取れていない場合もあり、本人は制度のメリットを感じることもできていないこともある。

小田原市成年後見制度利用促進 指針の策定に向けて

1. 指針策定の趣旨

- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）に基づき定める、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために指針を策定するもの。

2. 指針の位置づけ

- 本指針は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に規定する基本的な計画に位置づけるとともに、関連する「小田原市地域福祉計画、地域福祉活動計画」「おだわら高齢者福祉介護計画」「おだわら障がい者基本計画」等と調和を図りながら推進する。
- また本指針は、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」に包含し、権利擁護施策の一体的な整備を図る。

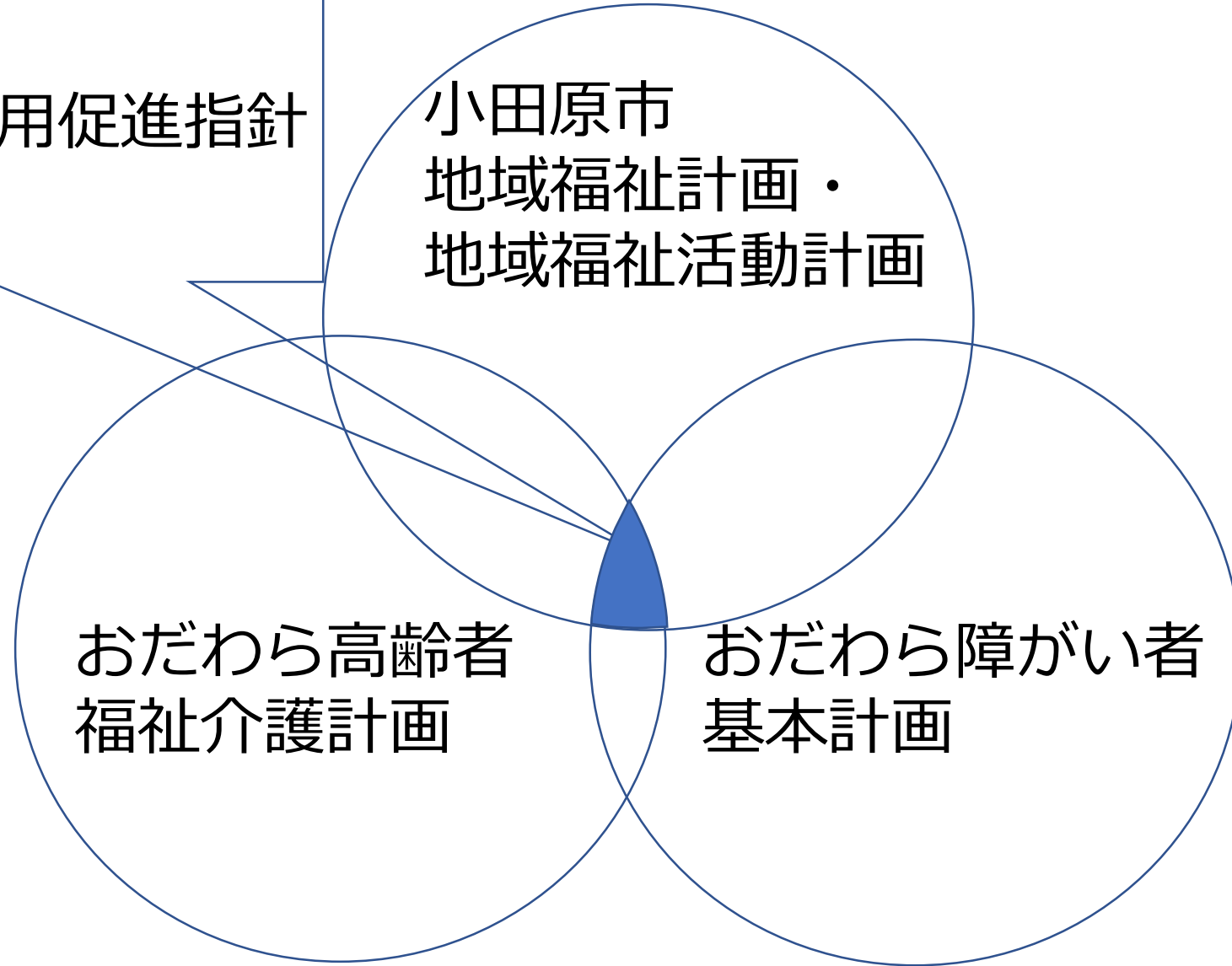
成年後見制度利用促進指針

小田原市
地域福祉計画・
地域福祉活動計画

おだわら高齢者
福祉介護計画

おだわら障がい者
基本計画

小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」



計画の期間

本指針は地域福祉計画に包含

	計画期間	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	...	
成年後見制度利用促進指針										
小田原市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画	H29～ R3	→	→					→	→	→
おだわら高齢者福祉介護計画	H30～ R2	→	→	→			→	→	→	
おだわら障がい者基本計画	H29～ R4	→	→						→	
第5次小田原市総合計画 「おだわらTRYプラン」	H23～ R4	→							→	
成年後見制度利用促進 基本計画（国）	H29～ R3		→					→		

3. 本指針の基本目標

①普及啓発

成年後見制度の理解の促進のため、制度の利用を必要としている方をはじめ、すべての市民に対して、成年後見制度や相談体制等についての情報を幅広く、周知啓発していく。

②相談体制の整備

成年後見制度の専門相談窓口の整備を行い、制度の利用を必要としている方を適切な支援につなげる。

③ネットワーク・連携

地域において制度の利用を必要としている方を発見、相談につなげることや、制度の利用者を支えていくため親族、福祉、医療、地域等の関係機関でネットワークを構築し、連携がとれる体制を整備する。

3-①普及啓発について

【課題】

- ・ 認知症高齢者が年々増加しているが、制度の利用者が増えていない。
- ・ 本人の関係者（ケアマネジャー等）も制度の理解が十分ではない。
- ・ 制度の利用者の約7割の類型が後見であり、保佐や補助及び任意後見の利用が少ない。

○制度の利用を必要とする方、あるいは身近な方が**制度を理解していない**

○制度の利用を必要とする方に、**必要な情報が行き届いていない**

○社会生活上の大きな支障が生じない限り、**制度が利用されない**

【本市の目指す方向性】

- ・ 関係機関をはじめ、すべての市民に対して成年後見制度や相談体制等について、幅広く周知することで、**成年後見制度の理解を促進**し、本人、あるいは本人に身近な人が**権利擁護支援を必要としている人に気づき、迅速な相談につながる**ことができる。

【具体的な取組内容】

- ・ パンフレットの作成
- ・ ホームページでの情報発信
- ・ 制度についての講演会、研修等

3 - ② 相談体制の整備について

【課題】

- ・本市には成年後見制度について総合的に相談できる窓口がない。
- ・介護サービス事業所等は制度の相談を受けても他の機関を紹介する場合もあり、紹介先が様々である。
- ・紹介を受けた機関も相談支援体制が整っているとは言えない。
- ・申立書類作成のハードルが高い。

○制度の利用を必要とする方、あるいは本人に身近な人が**相談できる専門窓口がない。**

○各相談機関の知識、対応による差が大きい。

○申立書類作成の相談ができる場所がない。

【本市の目指す方向性】

- ・ **成年後見制度の専門相談窓口が設置**されることで、本人あるいは、本人に身近な人が**気軽に成年後見制度の相談ができる**ようになり、今まで**支援につながらなかつた人が支援につながる**ことができる。

【具体的な取組内容】

- ・ 成年後見制度の専門相談窓口の設置
- ・ 切れ目のない相談支援体制の構築
- ・ 申立ての手続き支援を行う窓口の整備

3-③ネットワーク・連携について

【課題】

- ・ 地域において、制度の利用を必要とする方を発見したとしても、ネットワークが十分に築けていないため、早期に相談へつなぐことができない。
- ・ 事業所では成年後見人等の定期的な訪問がなく、連携が取りづらいつ感じている。
- ・ 親族後見人の相談先が限られてしまっており、孤立している。
- ・ 誰を成年後見人等の候補者とするのがよいかの判断が難しい。

○親族・医療・介護・地域等の**連携が取れていない**。

○双方の連携不足により、**被後見人等の支援が進まない**。

○**親族後見人の横のつながり**をコーディネートする体制がない。

○本人のニーズに合った**後見人等の選任が困難**である。

【本市の目指す方向性】

- ・ 地域において、制度の利用を必要とする方を**早期に発見し相談**につなげるため、**地域の関係機関との連携**を行う。
また、新たな関係機関との連携及び情報共有を推進する。
- ・ 本人を支えている関係者や成年後見人等が互いに連携を取り、日常的に本人を支え、**本人の意思決定支援・身上保護を重視**することのできる「**チーム**」の体制を構築する。

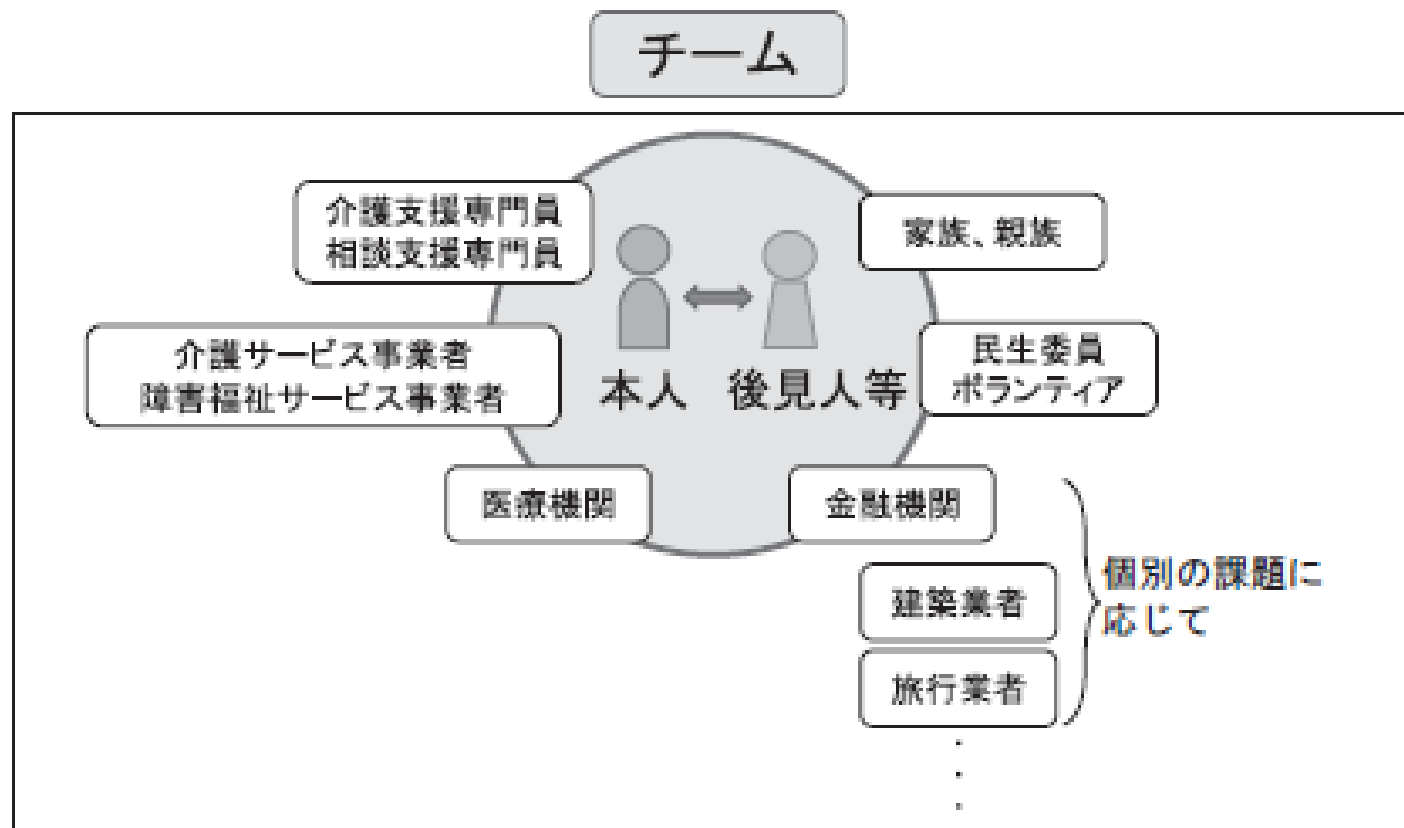
【具体的な取組内容】

- ・ 既存の会議体（地域ケア会議等）を活用
- ・ 「チーム」の体制を構築
- ・ 適切な候補者推薦のための検討
- ・ 家庭裁判所と連携を取り、成年後見人等の活動支援

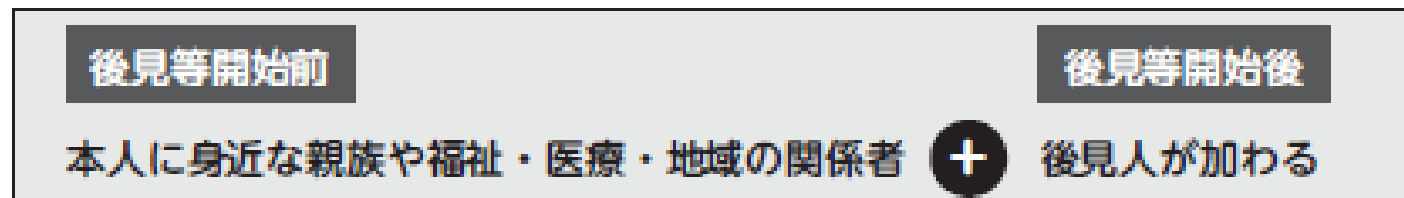
4. 実施体制 ①「チーム」による支援

「チーム」体制の構築

- ・後見等開始前は、地域の中で**権利擁護支援が必要な人を発見し、必要な支援に結びつける機能**を果たす。
- ・後見等開始後は本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、後見人と身近な**親族、医療・介護・福祉・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り**、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。



メンバー例：家族・親族、主治医、介護支援専門員、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員・近隣住民、ボランティア、金融機関、市町村窓口、専門職、建築業者、旅行業者等、必要に応じて構成される。



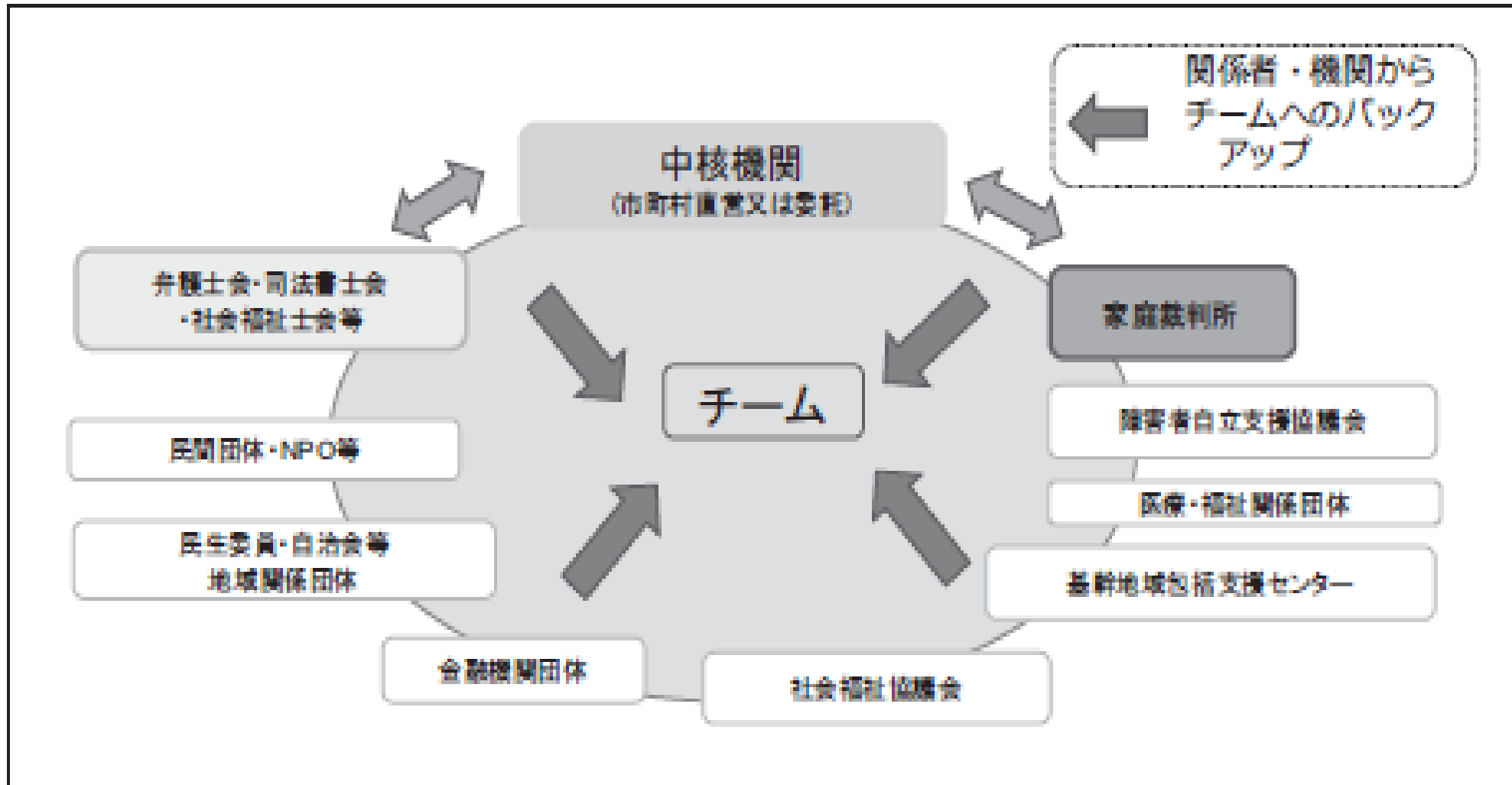
市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きより引用

4. 実施体制 ②「協議会」の設置

「協議会」の設置

- ・ 協議会は「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が**必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し**、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。
- ・ 中核機関が事務局機能を担う。
- ・ 家庭裁判所との情報交換・調整を行う。
- ・ **中核機関の運営評価や本市の成年後見制度の進捗管理等**を行う。

協議会

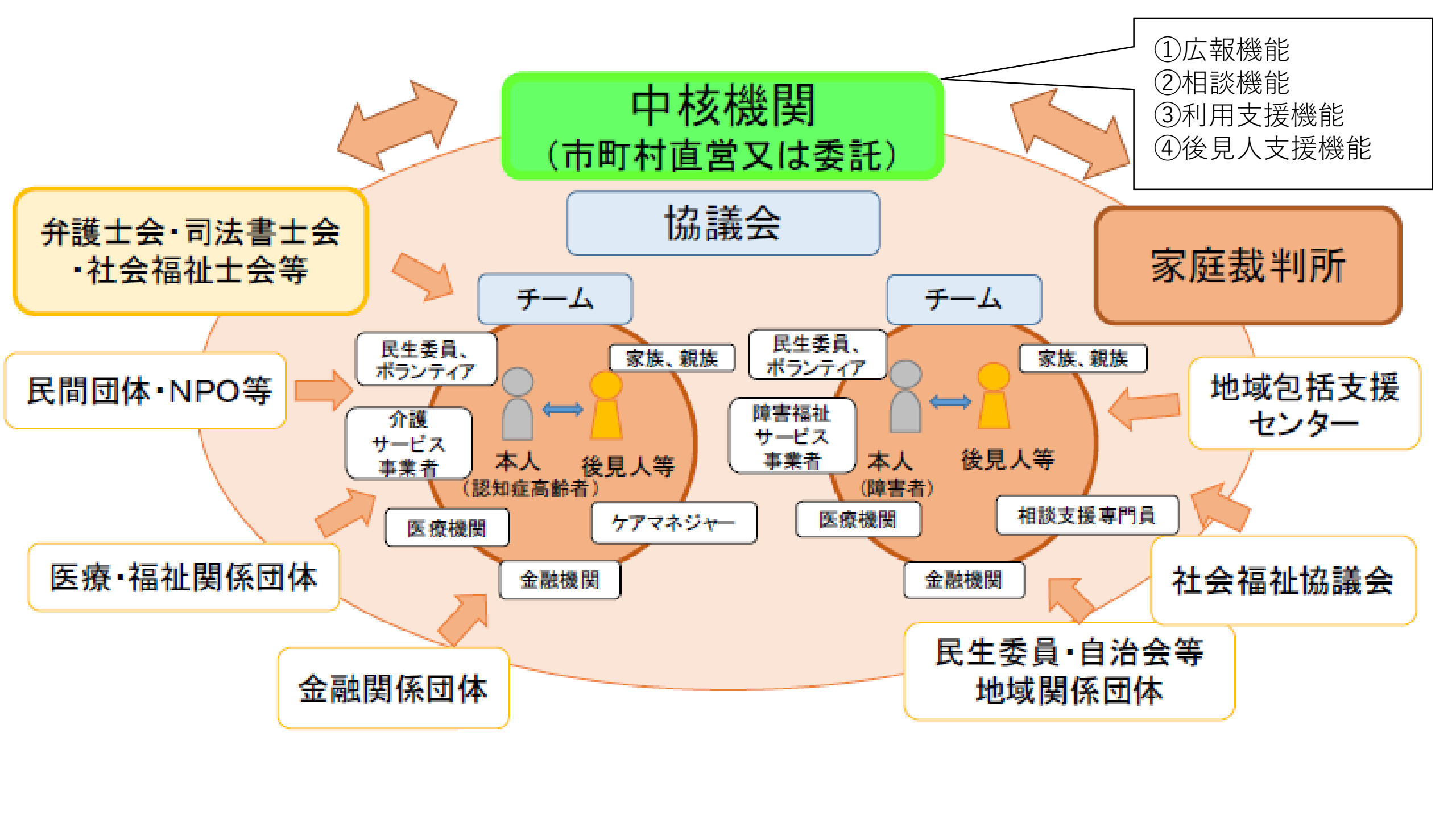


市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きより引用

4. 実施体制 ③「中核機関」の設置

中核機関の設置・運営形態

- (1) 設置の区域：住民に身近な地域である**市の区域**とする。
- (2) 設置の主体：中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市の有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携及び調整をする必要性などから**市が設置**する。
- (3) 運営の主体：中核機関が担う機能について適切な運営が可能となるよう、**市による直営**又は**市からの委託**により行う。市が委託する場合の中核機関の運営主体については、業務の中立・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市が適切に選定する。



中核機関
(市町村直営又は委託)

- ①広報機能
- ②相談機能
- ③利用支援機能
- ④後見人支援機能

協議会

チーム

チーム

家庭裁判所

民生委員、ボランティア

家族、親族

民生委員、ボランティア

家族、親族

地域包括支援センター

民間団体・NPO等

介護サービス事業者

本人 後見人等
(認知症高齢者)

障害福祉サービス事業者

本人 後見人等
(障害者)

医療・福祉関係団体

医療機関

ケアマネジャー

医療機関

相談支援専門員

金融関係団体

金融機関

金融機関

社会福祉協議会

民生委員・自治会等
地域関係団体

4. 実施体制 ③「中核機関」の設置

- ・ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
 - (1) 広報機能
 - (2) 相談機能
 - (3) 成年後見制度利用支援機能
 - (4) 後見人支援機能の機能を段階的・計画的に整備していく。

4. 実施体制 ③「中核機関」の設置

(1) 広報機能

- 成年後見制度の理解を促進し、本人、あるいは本人に身近な人が権利擁護支援を必要としている人に気づき、迅速な相談につながるようにするため、関係機関をはじめ、すべての市民に対して成年後見制度や相談体制等について、幅広く周知していく。

4. 実施体制 ③「中核機関」の設置 (2) 相談機能

- 権利擁護に関する支援が必要なケースの相談を受ける。
 - 必要に応じて、専門職団体の助言を得ながら、法律、福祉等の専門的観点から多角的に成年後見制度の利用の精査を行う。（受任調整会議）
 - 成年後見制度の利用が必要と判断された場合は、成年後見人等候補者の推薦などマッチングを行う。
 - 成年後見制度の利用が現状不要と判断された場合も、本人や関係者と連携をとり、切れ目のない支援体制を構築する。
- ➡中核機関の職員に対し、相談対応能力向上のための研修を専門職団体と連携しながら整備する。

4. 実施体制 ③「中核機関」の設置 (3) 成年後見制度利用支援機能

- ・ 申立者が成年後見制度の申立て手続きを行いやすくするため、申立てに関わる書類作成・事務を支援する。
- ・ 「チーム」から本人の情報を集約し、本人の生活環境や財産状況、抱えている課題などを考慮した上で、最もふさわしい後見人候補者を選び、家庭裁判所に推薦を行う。(マッチング)

4. 実施体制 ③「中核機関」の設置 (4) 後見人支援機能

- ・ 本人を支える「チーム」や成年後見人等から日常的な相談に応じ、本人の状況を継続的に把握、適切に支援できる体制を構築する。
- ・ 必要に応じて、専門職団体の助言を得ながら、本人の意思決定支援や身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援する。（ケース会議等への専門職派遣）
- ・ 親族後見人同志のつながりを強化し、後見活動への不安を解消するため、家庭裁判所との連携を図り、親族後見人のネットワークを構築する。
- ・ 家庭裁判所との連携・調整を行い、親族後見人の後見活動の相談支援を行う。

5. 利用者がメリットを実感できる成年後見制度の利用支援

① 市長申立てについて

- ・ 制度の利用を必要とする方への本市のサポートとして市長申立ての要請があった場合に、迅速に事務が処理されるよう、適切な運用を図る。
- ・ 制度の利用を必要とする方が低所得者でも、制度の利用が可能になるよう、制度の利用助成に関する基準の在り方について検討する。（参考資料8～10）

②担い手の確保

- ・今後の制度利用者の増加に備え、中核機関において市民後見人を養成し、本人の身上保護や意思決定支援を重視した支援ができる市民後見人を育成する。
- ・法人後見は市民後見人の育成・支援に関しても重要な役割を担うため、法人後見の受任体制を拡充し、法人後見の活動を促進する。

③日常生活自立支援事業制度からのスムーズな移行

- ・日常生活自立支援事業制度（社会福祉協議会が実施）と成年後見制度との連携を強化し、日常生活自立支援事業の対象者のうち、保佐・補助類型の利用や後見類型への変更が望ましいケースについて、成年後見制度へのスムーズな移行を促進する。

6. 不正防止

- ・中核機関及び地域連携ネットワークの支援機能（広報・相談・利用支援・後見人支援）が効果的に機能することによって、成年後見人等の不正防止につながる。
- ・本人も後見人等も孤立させないチームでの見守り・バックアップ体制を作ることによって、成年後見人等の不正防止につなげていく。

7. 本指針の基本理念

「

」

(参考) 基本計画策定済みの他市における選考事例

埼玉県志木市：権利と利益を市民とともに守る福祉のまち 志木

神奈川県横浜市：誰もが安心して自分らしく 健やかに 暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう

神奈川県厚木市：権利と利益を守り 誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

愛知県豊田市：安心して自分らしく 生きられる 支え合いのまち

※ファクシミリの場合、送信票は不要です。

小田原市福祉健康部高齢介護課

地域包括支援係 松田 行

F A X 0465-33-1838

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

返信先電子メールアドレス : ko-hokatsu@city.odawara.kanagawa.jp

小田原市成年後見制度利用促進指針の基本理念について

委員名	
基本理念	(キーワードのみでも構いません)
(基本理念の御提案理由を教えてください)	

※令和2年8月31日(月)までに御提出ください

○ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
 - 第二章 基本方針（第十一条）
 - 第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
 - 第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条）
 - 第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
- 二 保佐人及び保佐監督人
- 三 補助人及び補助監督人
- 四 任意後見人及び任意後見監督人

2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年被後見人
- 二 被保佐人
- 三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

- 一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。
- 五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ

- 安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。
- 六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。
 - 七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。
 - 八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実に図るために必要な措置を講ずること。
 - 九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。
 - 十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。
 - 十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

- 第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
 - 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
 - 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第十五条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定する

ことが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

成年後見制度利用促進基本計画について

（平成29年3月24日）
閣 議 決 定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

成年後見制度利用促進基本計画

<目次>

1	成年後見制度利用促進基本計画について	
(1)	成年後見制度利用促進基本計画の位置付け	1
(2)	基本計画の対象期間	1
(3)	基本計画の工程表	1
2	成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等	
(1)	基本的な考え方	1
(2)	今後の施策の目標等	
①	今後の施策の目標	3
	ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。	
	(a) 利用者に寄り添った運用	
	(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進	
	イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各 地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。	
	(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備	
	(b) 担い手の育成	
	ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して 成年後見制度を利用できる環境を整備する。	
	(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実	
	(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果	
	エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。	
②	今後取り組むべきその他の重要施策	6
	ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等	
	イ) 死後事務の範囲等	
③	施策の進捗状況の把握・評価等	7
3	成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策	
(1)	利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善	7
	－制度開始時・開始後における身上保護の充実－	
	①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方	
	②後見人の選任における配慮	
	③利用開始後における柔軟な対応	
	④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方	
(2)	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	
①	地域連携ネットワークの三つの役割	9

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援	
イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備	
ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築	
②地域連携ネットワークの基本的仕組み	10
ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応	
イ) 地域における「協議会」等の体制づくり	
③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性	11
④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等	11
ア) 広報機能	
イ) 相談機能	
ウ) 成年後見制度利用促進機能	
(a) 受任者調整（マッチング）等の支援	
(b) 担い手の育成・活動の促進	
(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	
エ) 後見人支援機能	
オ) 不正防止効果	
⑤中核機関の設置・運営形態	16
ア) 設置の区域	
イ) 設置の主体	
ウ) 運営の主体	
エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力	
⑥優先して整備すべき機能等	18
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和－安心して利用できる環境整備－	18
①金融機関による新たな取組	
②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止	
③家庭裁判所と専門職団体等との連携	
④移行型任意後見契約における不正防止	
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	20
①任意後見等の利用促進	
②制度の利用に係る費用等に係る助成	
③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定	
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	21
①市町村	
②都道府県	
③国	
④関係団体	

ア) 福祉関係者団体	
イ) 法律関係者団体	
(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	25
①経緯等	
②中間報告の内容	
③今後の方向性	
(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し	26
(8) 死後事務の範囲等	27
4 その他	27

成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度利用促進基本計画について

(1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

(2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとする。

(3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

(1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障害により判断能力が不十

分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション^{※1}、②自己決定権の尊重^{※2}の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点

※1 成年被後見人等が、成年被後見人でない人と等しく、基本的的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身上の保護の重視^{※3}の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

（２）今後の施策の目標等

①今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

(a) 利用者に寄り添った運用

- 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。
- 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル^{※4}から社会モデル^{※5}への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。
- こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

※4 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、専ら心身の機能の障害に起因するとする考え方。

※5 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する。

- また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

- 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
- 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。
- また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。
- 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。
- また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
- 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘がある。
- 促進法第11条第2号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることを踏まえ、これらの見直しを速やかに進める。

②今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。
- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成28年10月、新たに成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送等や、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 －制度開始時・開始後における身上保護の充実－

①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

○ 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

○ 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。

今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

②後見人の選任における配慮

- 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。
- このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。

③利用開始後における柔軟な対応

- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。
- こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。
また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

- 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならないと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第119条）としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。
- 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をよりの確に踏まえた判断がなされることが望ましい。
- そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによって、継続的な本人支援に関わることができるよう配慮すべきである。

（2）権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2（2）①イ）の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利

擁護支援の地域連携ネットワーク）を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。
- 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整

備を進めていく必要がある。

ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
 - ・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
 - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都

道府県が連携し支援する必要がある。

※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

ウ) 成年後見制度利用促進機能

(a) 受任者調整（マッチング）等の支援

○ 親族後見人候補者の支援

- ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。

○ 市民後見人候補者等の支援

- ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

○ 受任者調整（マッチング）等

- ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

○ 家庭裁判所との連携

- ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

(b) 担い手の育成・活動の促進

○ 市民後見人の研修・育成・活用

- ・ 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

- ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。
- 法人後見の担い手の育成・活動支援
 - ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
 - ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
 - ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

(c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
 - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地

域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。
- 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。
- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

⑤中核機関の設置・運営形態

ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ) に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア) 広報機能やイ) 相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能（④イ）の機能）の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④ウ) 成年後見制度利用促進機能とエ) 後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待される場所であるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実に図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 —安心して利用できる環境整備—

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

①金融機関による新たな取組

- 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。
- こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。

②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

- 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
- 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。

③家庭裁判所と専門職団体等との連携

- 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

④移行型任意後見契約における不正防止

- 移行型任意後見契約については、上記2（2）④エ)において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

①任意後見等の利用促進

- 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。

②制度の利用に係る費用等に係る助成

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
 - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
 - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
- 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
 - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
 - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
 - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
 - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
 - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

（5）国、地方公共団体、関係団体等の役割

①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができているか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。

- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。

- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。

- ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。

その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。

- ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。

都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。

- ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。
 - また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないか等を継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。
 - 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。
- ※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ ソーシャルワーク^{※6}の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
 - ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
 - ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
 - ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。
- ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
 - ・ 弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法律的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
 - ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

- 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がいない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
- 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注意点が取りまとめられた。
- 平成28年度の研究事業においては、成年後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

- 同中間報告では、成年後見人等に医療同意権を与えるかどうか（合法性）の観点のみならず、意思決定支援の視点から、適格性（支援に必要な資質と力量）及び適切性（権限行使が適切に行き渡る条件等）の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。
 - ・ 成年後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割（情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等）があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種の協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
 - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示すると

もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要がある、まずそうした環境整備が重要である。
- ・ そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後も、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

③ 今後の方向性

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。

- 今後、政府においては、このような考え方を基本として、
 - ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
 - ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方

も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

(8) 死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人による死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これら成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

4 その他

促進法附則第3条において、促進法施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を処理する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないように、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙>

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知			
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ			
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進 診断書の在り方等の検討 意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進 専門職団体等による自主的な取組の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理	参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで			

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

認知症の人の将来推計について

- 長期の縦断的な認知症の有病率調査を行っている久山町研究のデータから、新たに推計した認知症の有病率(2025年)。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降一定と仮定した場合:19%。
 - ✓ 各年齢層の認知症有病率が、2012年以降も糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合:20.6%。
- ※ 久山町研究からモデルを作成すると、年齢、性別、生活習慣病(糖尿病)の有病率が認知症の有病率に影響することがわかった。
本推計では2060年までに糖尿病有病率が20%増加すると仮定した。
- 本推計の結果を、平成25年筑波大学発表の研究報告による2012年における認知症の有病者数462万人にあてはめた場合、2025年の認知症の有病者数は約700万人となる。

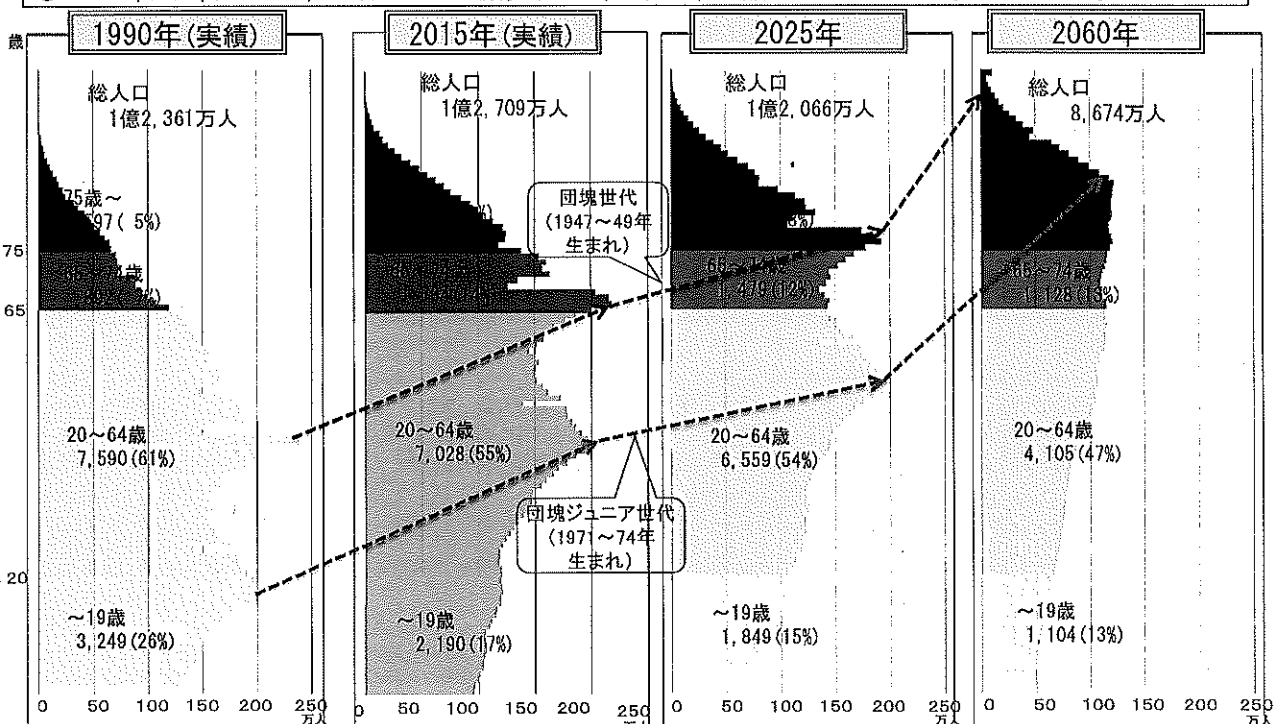
「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授)による速報値

年	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年	2050年	2060年
各年齢の認知症有病率が一定の場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	517万人 15.7%	602万人 17.2%	675万人 19.0%	744万人 20.8%	802万人 21.4%	797万人 21.8%	850万人 25.3%
各年齢の認知症有病率が上昇する場合の将来推計 人数/(率)	462万人 15.0%	525万人 16.0%	631万人 18.0%	730万人 20.6%	830万人 23.2%	953万人 25.4%	1016万人 27.8%	1154万人 34.3%

8

日本の人口ピラミッド (1990-2060)

- 団塊の世代が全て75歳となる2025年には、75歳以上が全人口の18%となる。
- 2060年には、人口は8,674万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約40%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)：出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

9

後見等に係る体制の整備等(老人福祉法等の改正)

(後見等に係る体制の整備等)

第32条の2 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行うように努めなければならない。

※平成24年4月1日施行
(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律)

※知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律においてもほぼ同様の規定あり

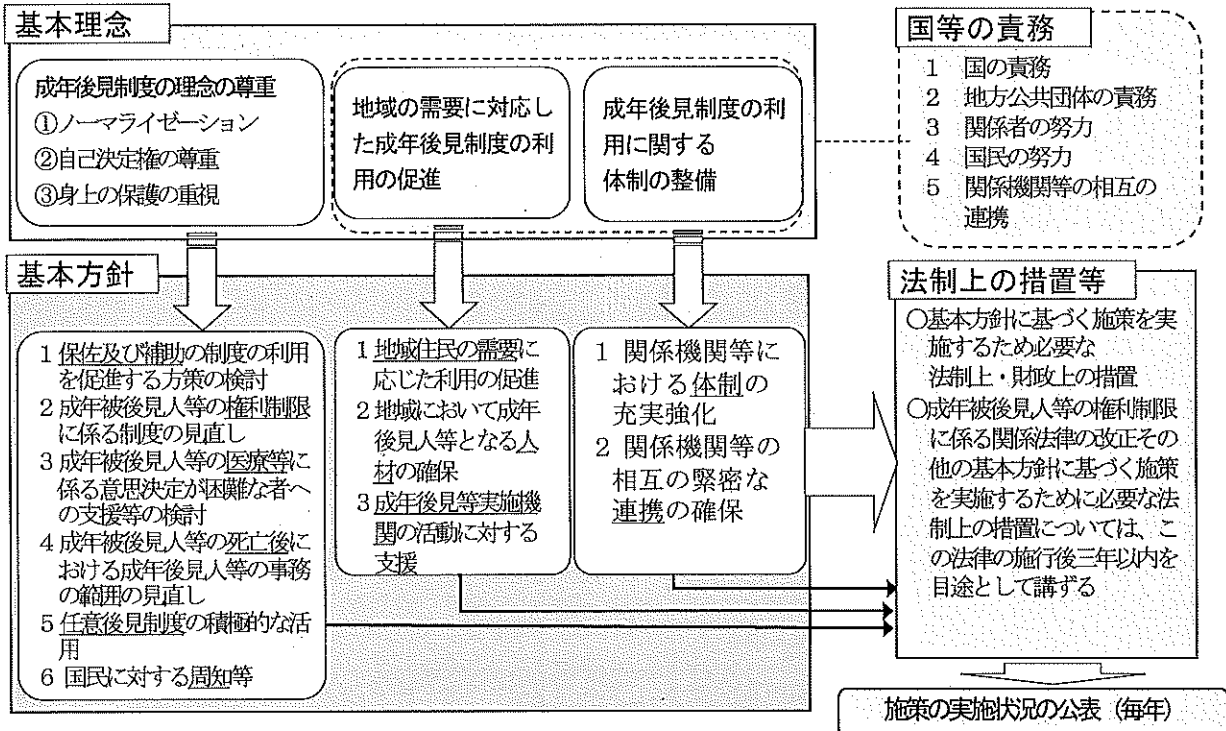
今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。



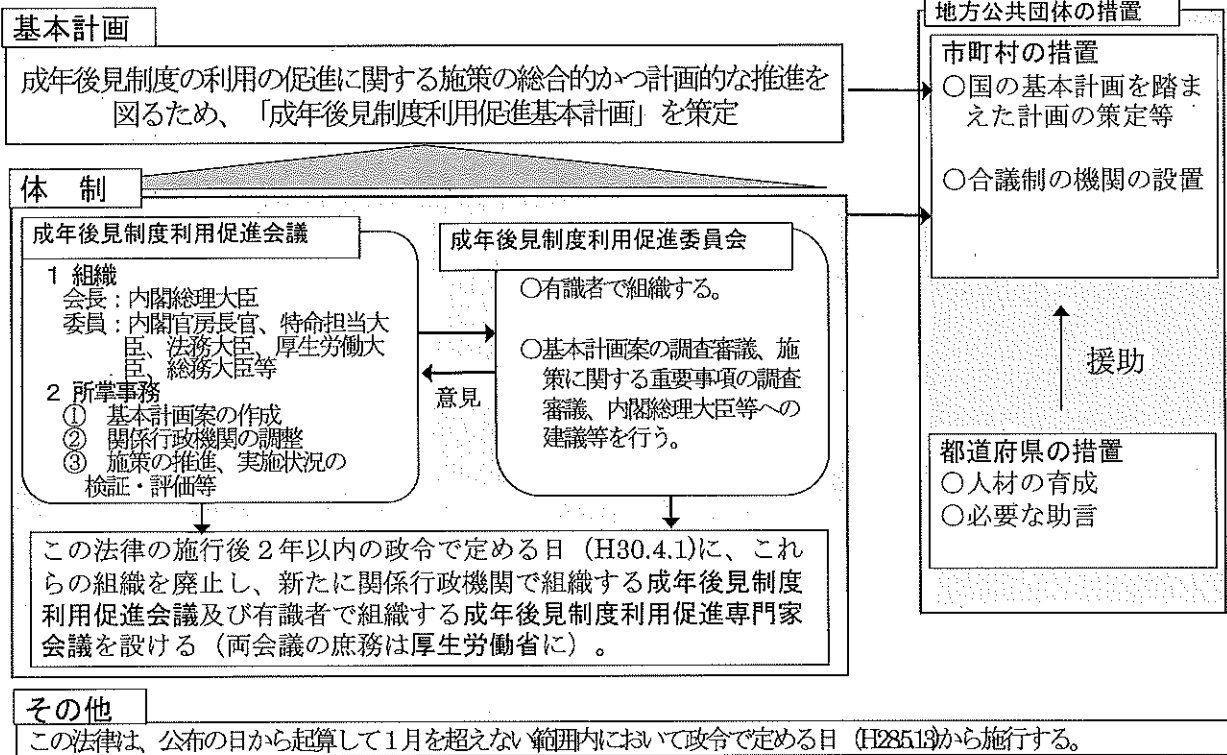
市民後見人の育成・活用

平成23年～26年は市民後見推進事業、平成27年からは権利擁護人材育成事業として実施

成年後見制度の利用の促進に関する法律① (平成28年4月13日公布、5月13日施行)

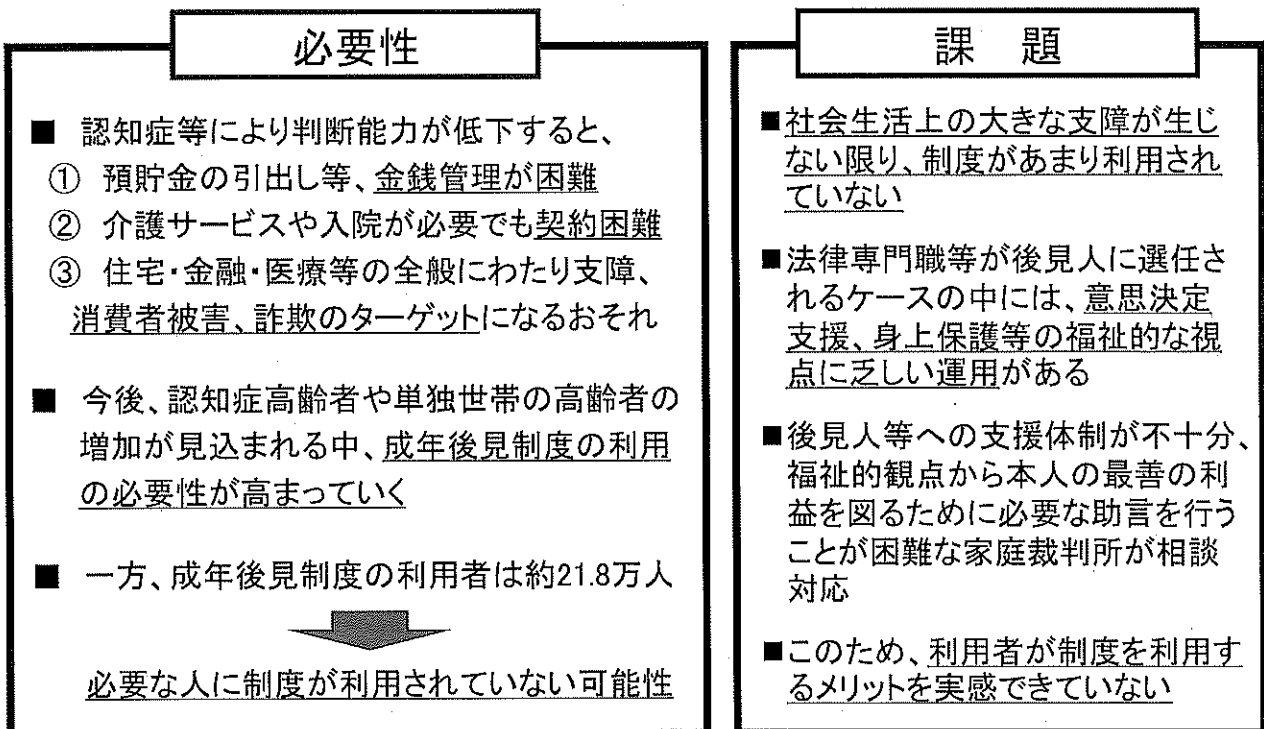


成年後見制度の利用の促進に関する法律② (平成28年4月13日公布、5月13日施行)



12

成年後見制度の利用促進に関する必要性

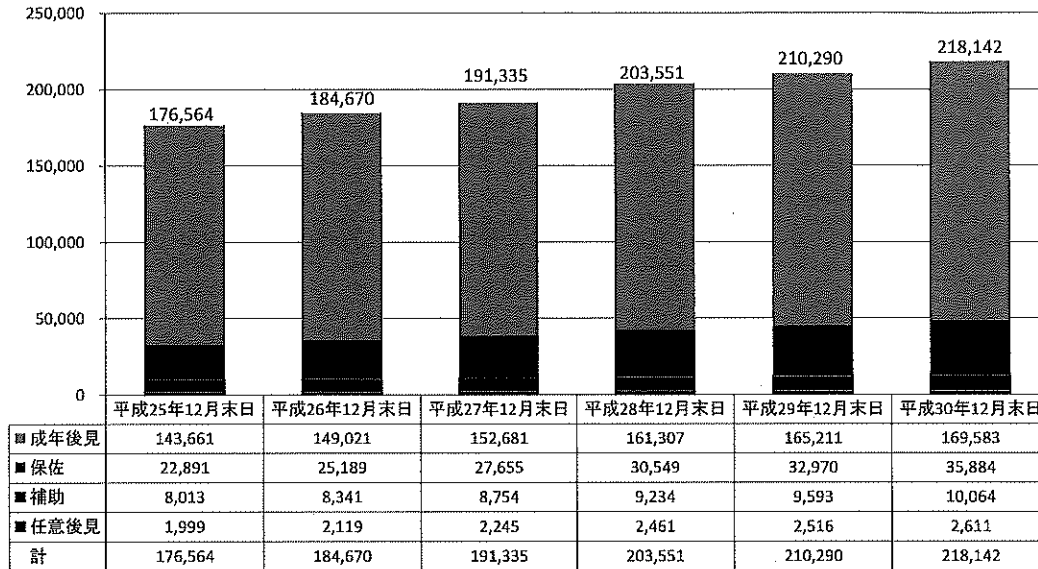


13

成年後見制度の利用者数の推移(平成25年～平成30年)

- 成年後見制度の各事件類型における利用者数はいずれも増加傾向にある。
- 平成30年12月末日時点の利用者数については、成年後見の割合が約77.7%、保佐の割合が約16.4%、補助の割合が約4.6%、任意後見の割合が約1.2%となっている。

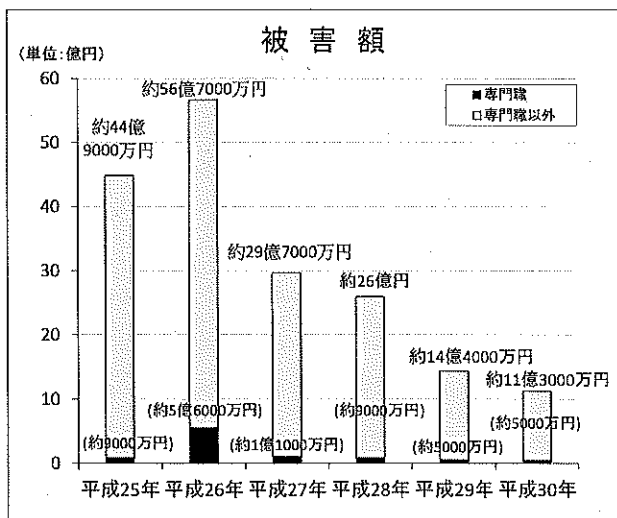
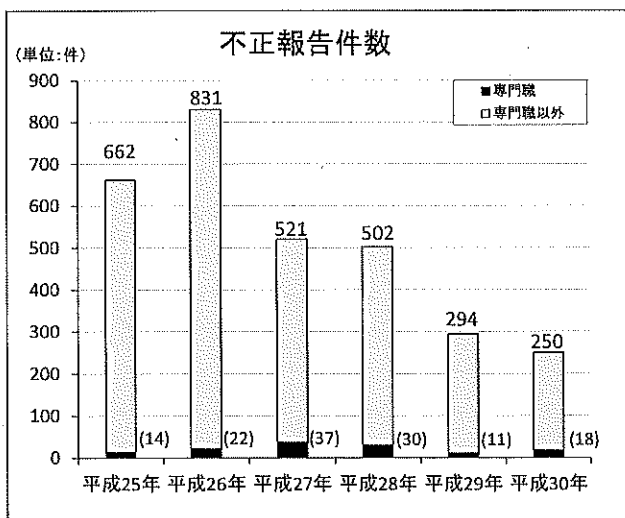
(単位:人)



14

成年後見人等による不正報告件数・被害額(平成25年～平成30年)

- 成年後見人等による不正報告件数は、平成26年まで増加傾向にあったが、平成27年以降、不正報告件数及び被害額はいずれも減少している。
- (注)各年の1月から12月までの間に、家庭裁判所が不正事例に対する一連の対応を終えたとして報告された数値であり、不正行為そのものが当該年に行われたものではない。



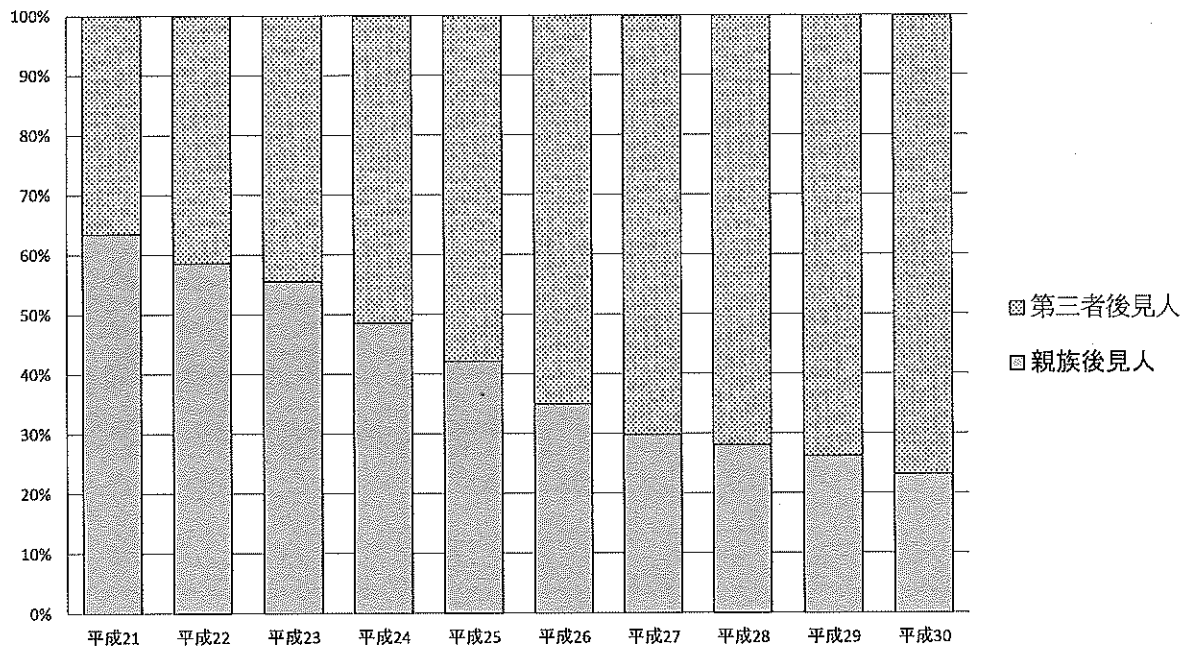
※ 括弧内の数値は、専門職の内数である。

(注)「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人、未成年後見人及び各監督人をいう。

15

親族後見人の割合は低下し第三者後見人の割合が上昇

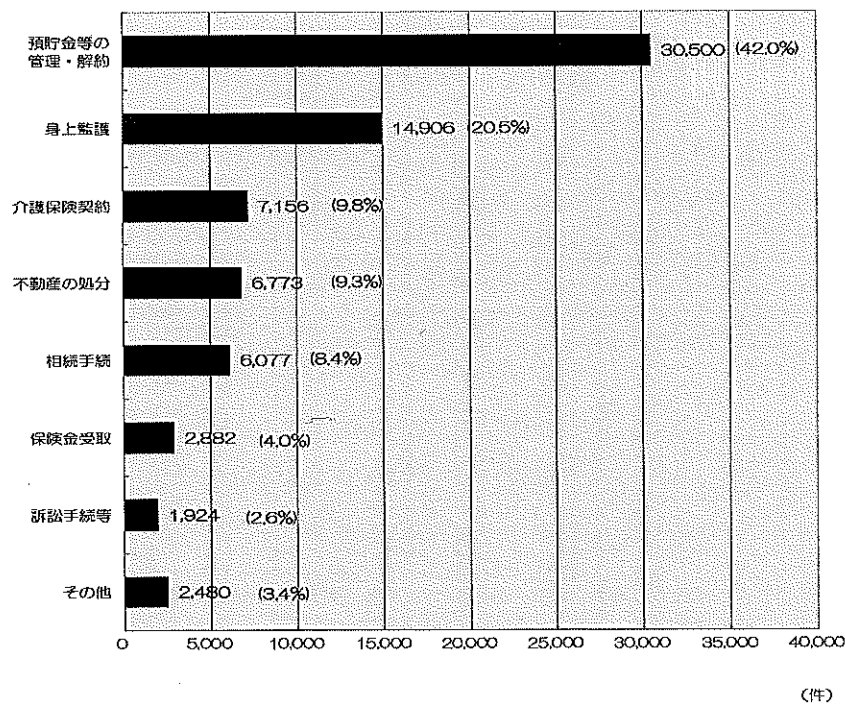
成年後見人等と本人との関係：第三者後見人と親族後見人の割合



最高裁判所事務総局家庭局作成資料「成年後見関係事件の概況」を参考に作成。
後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

申立ての動機別件数(平成30年)

○ 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、身上監護となっている。



(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

成年後見制度の利用に係る費用等について

○成年後見制度の申立てに要する費用

- ・ 申立手数料... 収入印紙800円
(保佐・補助の代理権又は同意権付与の申立てをする場合には各800円を追加)
- ・ 登記手数料... 収入印紙2,600円(任意後見は1,400円)
- ・ 送達・送付費用... 郵便切手3,000円～5,000円程度
- ・ 鑑定費用... 鑑定を実施する場合には5万円～10万円程度(一般的な金額であり、鑑定人により異なる)
※ 平成27年に鑑定を実施したものは全体の約9.6%

○成年後見人の報酬について

家庭裁判所は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、被後見人の財産の中から、相当な報酬を後見人に与えることができる(民法862条)。

※ 成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人及び任意後見監督人についても同様である。

→ 報酬額は裁判官が事案ごとにふさわしい額を決めているが、後見制度の利用者に向けた参考資料として東京家庭裁判所は「成年後見人等の報酬額のめやす」を公表している。

「成年後見人等の報酬額のめやす」(平成26年1月1日付け東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部)より抜粋

➢ 基本報酬

月額2万円。ただし、成年後見人が管理する財産額が1,000万円を超え5,000万円以下の場合には月額3万円～4万円、管理する財産額が5,000万円を超える場合には月額5万円～6万円。

➢ 付加報酬

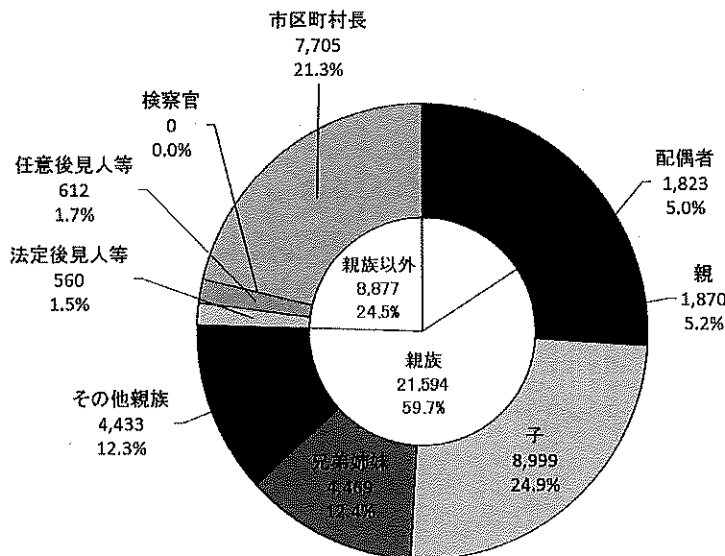
身上監護等に特別困難な事情があった場合には、基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬を付加する。また、成年後見人が特別な事務を行った場合には、相当額の報酬を付加することがある。

※現在、家庭裁判所において、後見事務の内容や難易度等を総合的に考慮することなど、報酬付与の在り方について検討がされている

18

申立人と本人との関係別件数(平成30年)

○ 申立人については、本人の子が最も多く全体の約24.9%を占め、次いで市区町村長(約21.3%)、本人(約15.8%)の順となっている。



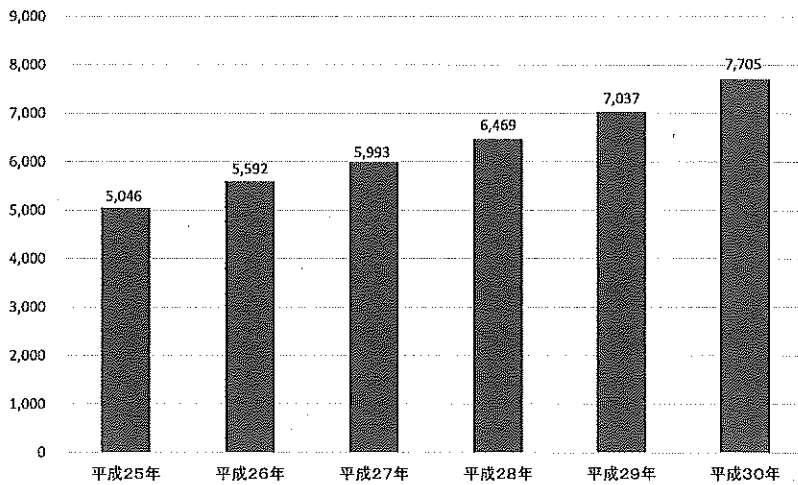
(注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注2) 「その他親族」とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

19

市区町村長申立件数の推移(平成25年～平成30年)

○ 市区町村長が申し立てた事件数は増加傾向にあり、平成30年は全体の約21.3%となっている。



	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
市区町村長申立件数	5,046	5,592	5,993	6,469	7,037	7,705
総数に占める割合	14.7%	16.4%	17.3%	18.8%	19.8%	21.3%
総数	34,215	34,174	34,623	34,444	35,486	36,186

(注) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

20

成年後見制度利用促進基本計画について

<経緯>

- H28. 5 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行
- H28. 9 「成年後見制度利用促進会議」(会長:総理)より「成年後見制度利用促進委員会」に意見を求める(基本計画の案に盛り込むべき事項について)
- H29. 1 「委員会」意見取りまとめ
- H29. 1～2 パブリックコメントの実施
- H29. 3 「促進会議」にて「基本計画の案」を作成の上、閣議決定

<計画のポイント>

※計画対象期間:概ね5年間を念頭。市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ⇒財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視した適切な後見人の選任・交代
- ⇒本人の置かれた生活状況等を踏まえた診断内容について記載できる診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ⇒①制度の広報②制度利用の相談③制度利用促進(マッチング)④後見人支援等の機能を整備
- ⇒本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制(「協議会」)、コーディネートを行う「中核機関(センター)」の整備

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

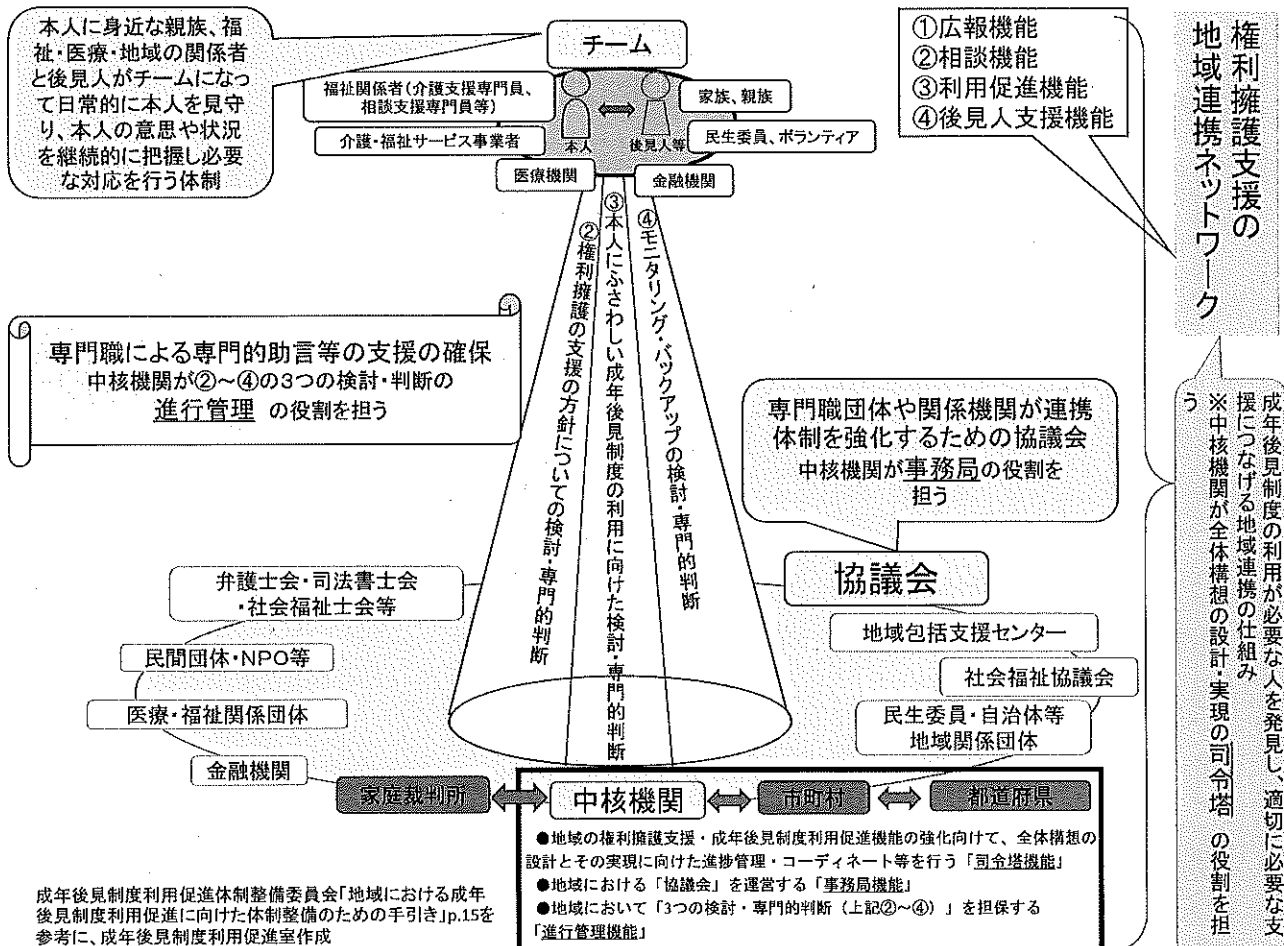
- ⇒後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
- ※預貯金の払戻しに後見監督人等が関与

21

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

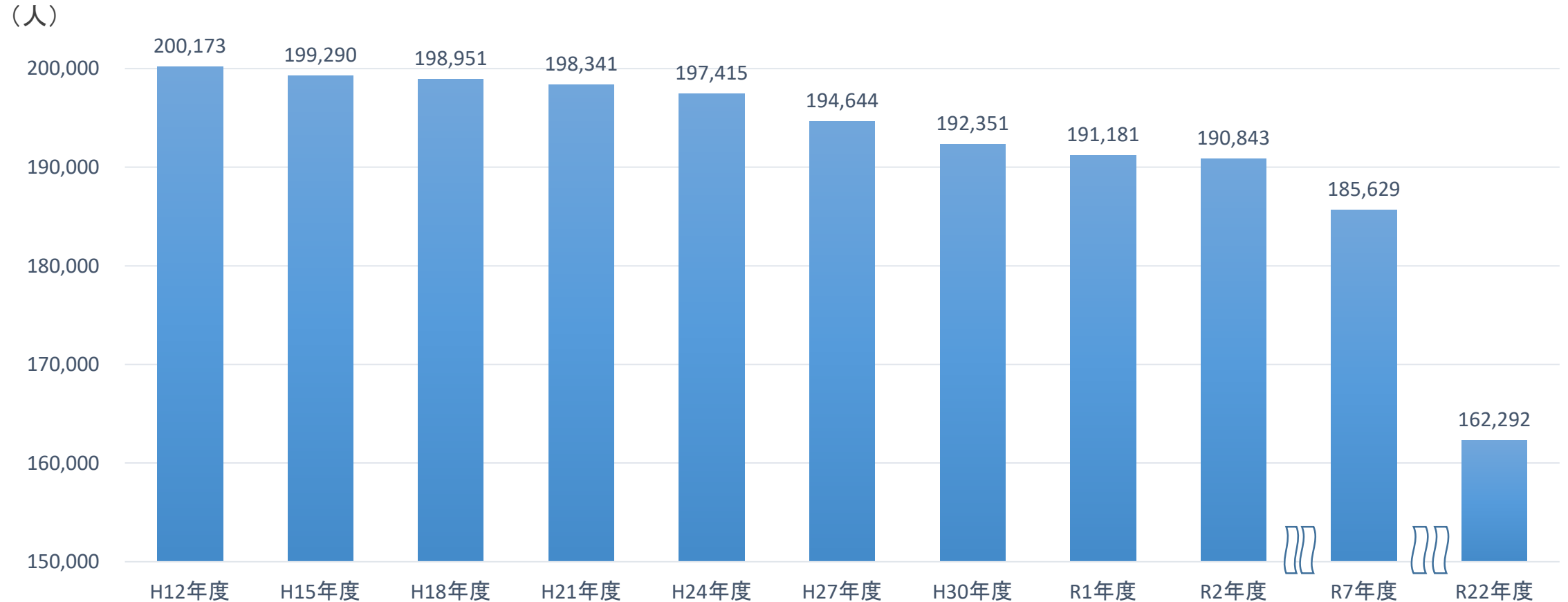
	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)※	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
	診断書の在り方等の検討				
	意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
	相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築		
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
	専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI 成年後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善		
VII 成年後見人等の権利制限の措置の見直し	成年後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年6月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である令和元年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。



小田原市の成年後見制度を 取り巻く現状と課題

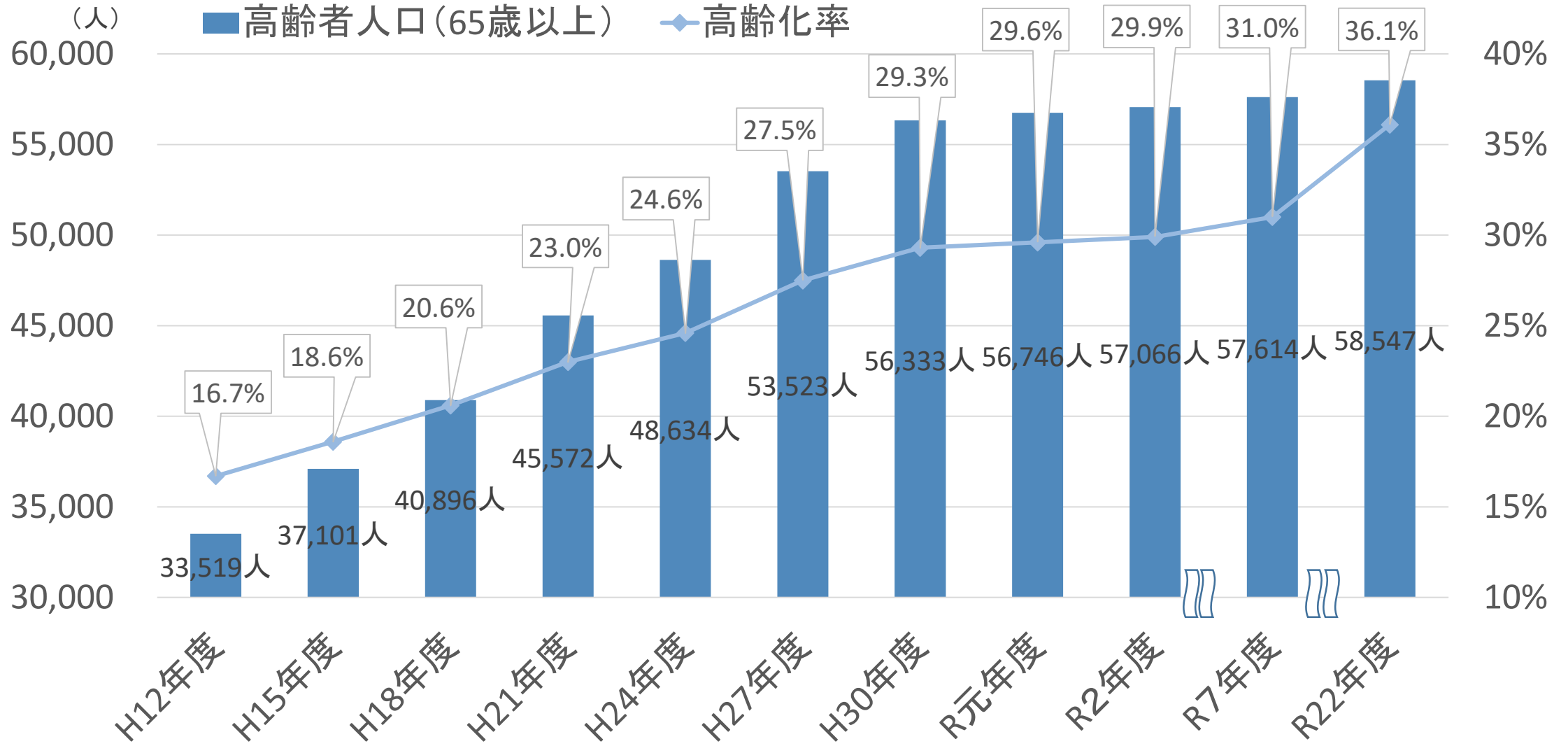
～総人口の推移～



平成12年度は国政調査、その他は小田原市の調べによるもの。

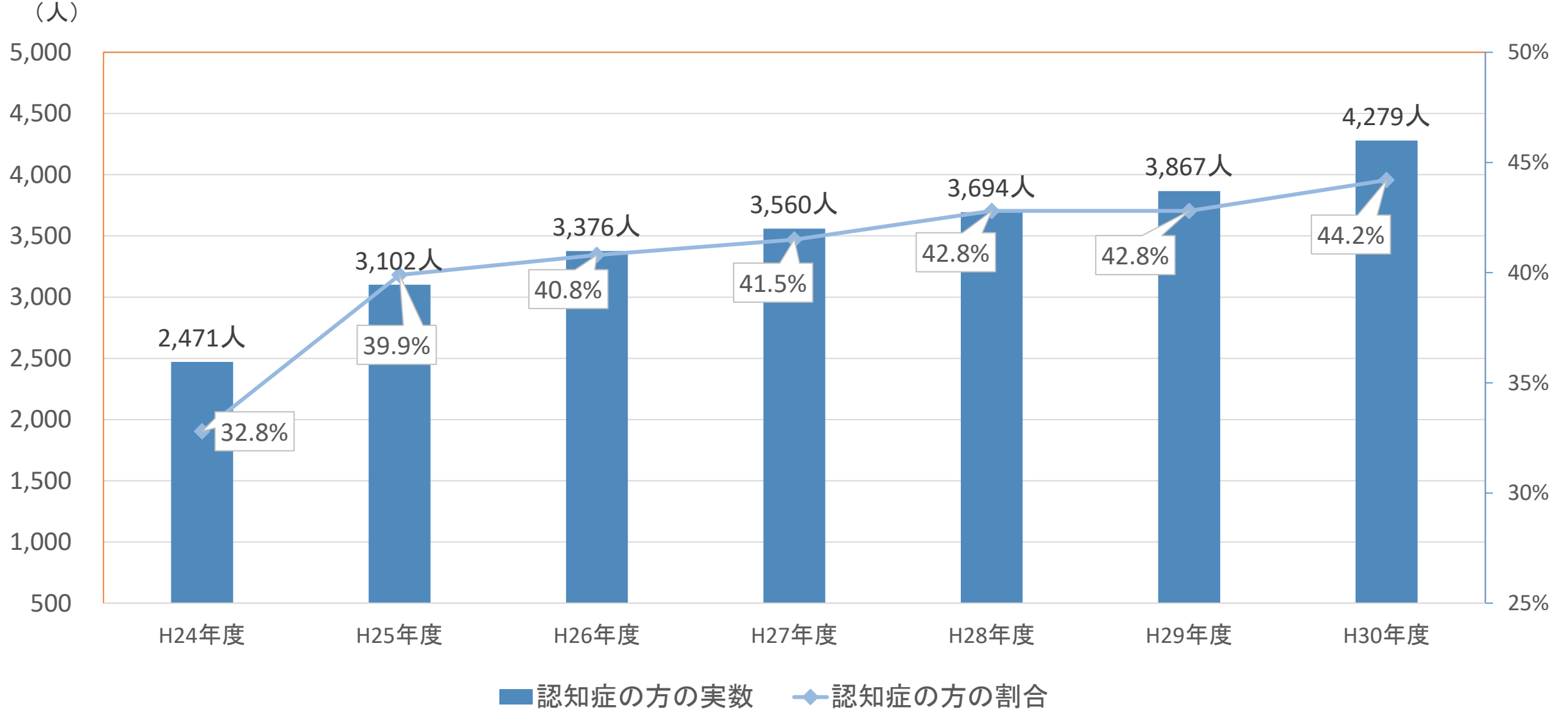
各年度10月1日現在。令和2年度以降は平成29年10月1日現在の小田原市人口統計を基礎として、国立社会保障・人口問題研究所の出生率、死亡率を踏まえ算出。

～高齢者人口と高齢化率の推移～



平成12年度は国政調査、その他は小田原市の調べによるもの。

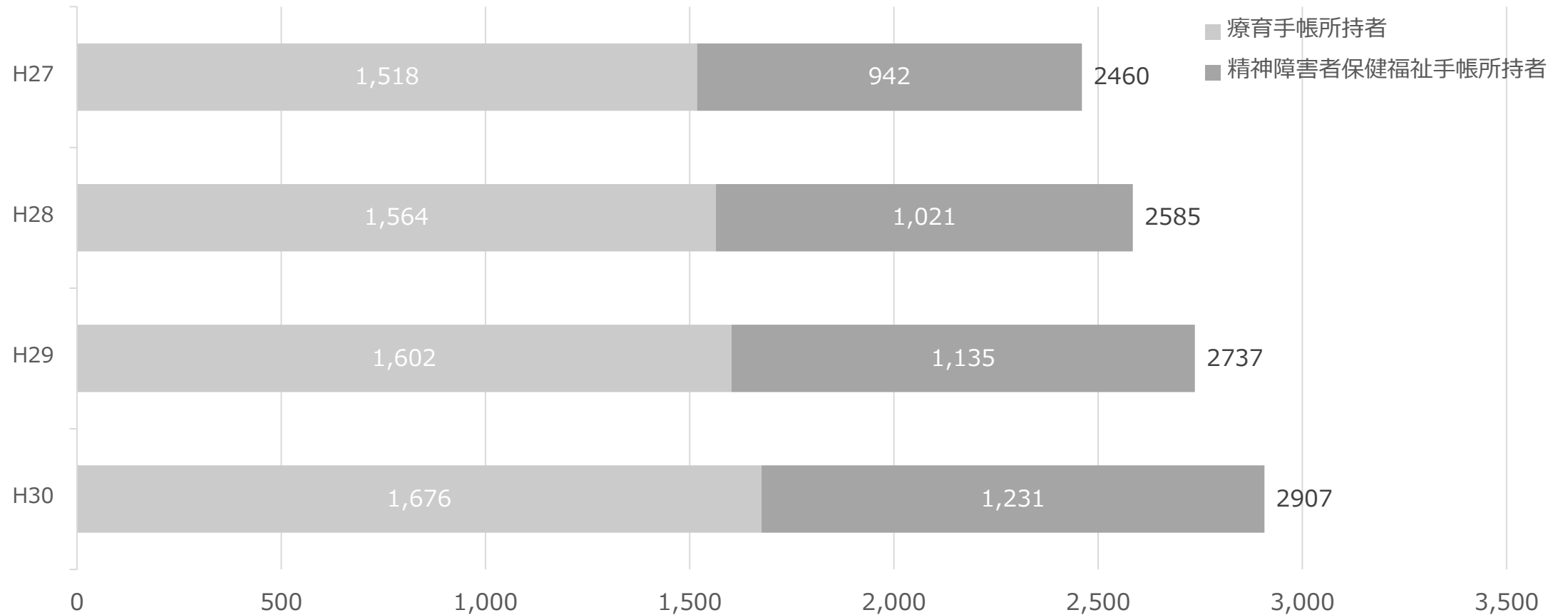
～要支援・要介護認定者の認知症状況の推移～



認知症の方の実数は、認知症の診断を受けている者

知的障がい者と精神障がい者数の推移

単位:人



手帳所持者は各年の4月1日時点の所持者数。(小田原市調べ)

～あんしんセンター利用者数～

小田原市社会福祉協議会調べ 単位:人

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
利用者数 (年度末)	15	21	17	15
新規契約者数		9	3	5
解約者数		3	7	7
前年度増減数		+6	-4	-2

小田原市あんしんセンターとは、市内在住で日常の物事の判断能力が不十分な方（概ね65歳以上、もしくは身体・知的・精神障がいの方）が対象となり、本人での金銭や書類管理が難しい方へ、小田原市社会福祉協議会が福祉サービスに関する情報提供や相談、各種利用手続き・支払いなどの支援を行う。具体的には「日常的金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」がある。利用するには、本人がサービス利用を希望され、契約の内容を理解できる方が契約の対象となる。

～成年後見制度の利用者数～

横浜家庭裁判所管内合計(平成30年12月末時点)

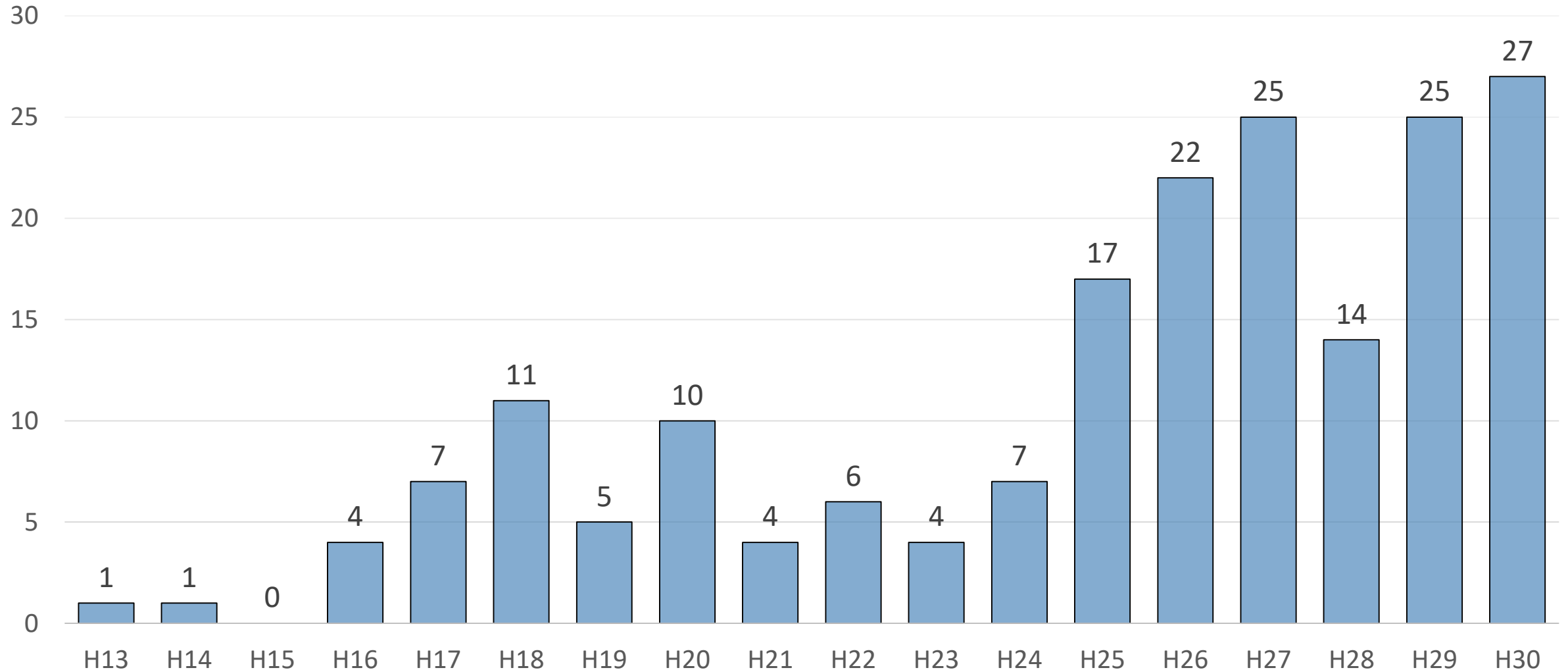
単位:人

	後見	保佐	補助	任意後見	合計	高齢者人口
小田原市	415	71	16	5	507	55,973
神奈川県	12,521	2,353	675	274	15,823	2,290,000

- (1) 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。
- (2) 本資料は、平成30年12月末時点で横浜家庭裁判所が管理している利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。
- (3) 2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県内外の者の数は形状していない。
- (4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

市長申立て件数の推移 (平成13年度～平成30年度)

単位: 件



～市長申立ての内訳～

年度	申立件数	申立類型	居所	後見人等選任者	生活保護利用者
H 2 8 年度	14件	後見：10件 保佐：2件 補助：2件	施設/病院：12件 在宅：2件	弁護士：2件 司法書士：3件 行政書士：5件 社会福祉士：4件	1件
H 2 9 年度	25件	後見：17件 保佐：7件 補助：1件	施設/病院：23件 在宅：2件	弁護士：8件 司法書士：6件 行政書士：3件 社会福祉士：6件 社会福祉協議会：2件（法人）	5件
H 3 0 年度	27件	後見：24件 保佐：3件	施設/病院：18件 在宅：9件	弁護士：8件 司法書士：7件 行政書士：5件 社会福祉士：5件 社会福祉協議会：2件（法人）	5件

令和元年度 小田原市成年後見制度利用促進懇談会 概要

令和元年度に、士業団体等の方々と本市の成年後見制度の利用に係る課題や今後の取り組む方向性について話し合うため、2回の懇談会を開催した。主な論点は、以下の3点であった。

1 普及啓発について

＜現状と課題＞

- ・全国で認知症高齢者数は462万人（2012年）いるが、制度を利用している人は約21万8千人（2018年）しかいない
- ・本市の認知症高齢者数は4,279人（2018年）いるが、制度を利用している人は499人（2017年）しかいない
- ・市民への制度の普及啓発が進んでいない
- ・制度の必要な方が利用に結びついていない
- ・支援者においても成年後見制度についての認識が十分でない

＜取り組むこと＞

- ・専門職団体の協力を仰ぎつつ、様々な対象者向け（市民、支援者、民生委員、ケアマネジャー、医療関係者等）のわかりやすいパンフレットの作成や研修の開催を進める
 - ※司法書士会からは講演会の講師派遣等全面的に協力するとの意見があった
 - ※行政書士会からは講演会を専門職団体と一緒に開催したほうが効果的ではないかとの意見があった
- ・制度の利用に対する様々な問題を取り除き、制度の必要な方を利用に結びつける

2 相談窓口機能について

＜現状と課題＞

- ・権利擁護全般の専門相談窓口がないため、市民がどこに相談したらよいかわからない
- ・相談窓口には、受けた相談を分析し必要な支援に振り分ける機能が必要である
- ・成年後見制度申立書類の作成が一つのハードルになっている

＜取り組むこと＞

- ・権利擁護全般の専門相談窓口として中核機関を設置する
- ・中核機関設置において、専門職団体との連携を図る
- ・中核機関の機能強化のため、相談スキルの向上、申立書類の作成支援、マニュアルの整備、各種研修を実施するなど専門職団体と連携し体制を整備していく
 - ※司法書士会からは中核機関の受ける相談で難しい案件について支援していただけるほか、中核機関が行う専門職相談への会員派遣も可能との意見があった

3 ネットワーク・連携について

＜現状と課題＞

- ・後見活動に際しての困りごとがある場合に、様々な機関に相談しており、総合的に相談できる窓口の整備が必要

- ・ケース会議等の際、躊躇して成年後見人等と呼ぶことができないこともある
- ・本人を支える地域連携ネットワーク体制が構築されていない
- ・中核機関設置後も成年後見の利用促進について話し合う場が必要
- ・親族後見人の横のつながりが不足しており、後見活動への不安を解消する場所がない

<取り組むこと>

- ・本人に身近な親族や関係者と成年後見人等が「チーム」となって日常的に本人を見守り、本人の意思決定支援や身上保護を行う仕組みを構築する
 - ・「チーム」のバックアップを担保する、中核機関の設置をする
 - ・中核機関を総合的かつ計画的に支援・推進していくために運営協議会（審議会）の設置をする
 - ・家庭裁判所との連携を図り、親族後見人のネットワークを構築する
 - ・親族後見人から中核機関へ報告を求める制度について検討
- ※司法書士会からは、ネットワーク会議等への会員派遣が可能との意見があった

4 その他

<現状と課題>

- ・費用や報酬が支払うことができない理由で、制度の利用を躊躇してしまう場合がある
- ・障がい者の場合、本人より後見人の方が高齢で、成年後見制度を利用する期間が長く途中で後見人の変更が生じることがあり、候補者の担い手の問題がある
- ・本市では市民後見人の養成が行われていない

<取り組むこと>

- ・成年後見人等の報酬助成対象の拡充を検討していく
- ・市民後見人の研修等養成を検討していく

小田原市成年後見制度利用促進懇談会 活動実績

第1回目	令和元年8月30日（金）	午前10時から正午まで
第2回目	令和2年1月21日（火）	午後2時から午後4時まで

出席者（敬称略）

委員	中野智一郎（弁護士） 浅沼賢史（司法書士） 古澤英人（社会福祉士） 境隆志（行政書士） 秋山浩樹、三橋直樹（小田原市社会福祉協議会） 早川潔（ケアタウン担当副部長）、吉田文幸（高齢介護課長）、青木章子（障がい福祉課長）
アドバイザー	町川智康（弁護士） 田中晃（社会福祉士） 成瀬真由美（神奈川県） 小野真由美（神奈川県社会福祉協議会）
オブザーバー	山崎夏彦（弁護士） 沼田昌男、野田信孫（横浜家庭裁判所）
事務局	塚田崇係長（福祉政策課） 小薮正裕係長、大見謝信秀主査、松田尚吾主任（高齢介護課） 杉本裕子副課長、山口晃太郎主任（障がい福祉課）

成年後見制度の利用の促進に関するアンケート調査（事業所向け）

1 調査のねらい

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項について、検討を進めていくため、「成年後見制度利用促進検討委員会」を設置した。今回、検討委員会の基礎資料として活用するため、市内にある介護サービス事業所等や地域包括支援センターに対し、成年後見制度の利用状況について把握するためアンケート調査を実施した。

その結果に基づき、市の実情に即した成年後見制度の利用の促進に関する施策の必要性の検討を行う。

2 調査項目（概要）

- (1) 成年後見制度の認知度、利用について（問 2～問 4）
- (2) 成年後見人等との連携について（問 5）
- (3) 成年後見制度の潜在ニーズについて（問 6～7）
- (4) 成年後見制度に関する相談支援体制について（問 8～問 12）
- (5) 成年後見制度に関する他機関との連携について（問 13）
- (6) 成年後見制度の利用を促進するために本市の取り組みとして必要なこと（問 14）
- (7) 成年後見制度に関する意見等（問 15）

3 調査対象

【高齢分野】

- ・居宅介護支援事業所・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設
- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・医療機関地域医療連携室
- ・地域包括支援センター

【障がい分野】

- ・療養介護・施設入所支援・共同生活援助・精神科病院・特定相談支援事業所

4 調査方法

アンケートを E-mail で送信し、返信を依頼。

5 調査対象期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）～ 4 月 30 日（木）

6 回答数

市内 166 事業所に調査票を配布し、111 事業所から回答を得た。

成年後見制度の利用状況に関するアンケート調査結果から見えてきた課題

①成年後見制度の利用実態と今後の見通し

今回の調査で、本市における制度利用者は、調査対象機関だけでも 628 人いた。さらに「制度の利用が望ましいと思われる方がいる事業所」は 79 件あった。

また、「制度を利用することが望ましいが、現状利用していない方」の 60.8%が本人自ら契約行為や金銭管理を行っていた。このことから、本人の判断能力等に不安を事業所は感じているにも関わらず、必要に迫られ、やむを得ず本人に契約行為や金銭管理を任せている可能性がある。これらの潜在的な利用者を含め、将来的に認知症高齢者が増えていくことが予測されることを考えると、今後、成年後見制度の利用の需要はますます増大することが見込まれる。

②成年後見制度の普及・啓発について

調査対象機関において制度を利用している方がいる事業所は、全体の 72.1% (80 件) と高く、さらに「制度の相談を受けたことがある事業所」は 66.7% (74 件)、「制度を利用した方が望ましいと思われる方がいる事業所」は 71.2% (79 件) あり、多くの事業所が制度に関わっていた。

しかしながら、制度の理解・認知度の回答については、「よく知っている」と回答した事業所が 36.9% (41 件)、「少し知っている」と回答した事業所が 61.3% (68 件) で、まだ制度が事業所に理解・認知されていないことが分かる。市民への制度の普及・啓発も必要ではあるが、相談を受ける現場の事業所の理解・認知が制度の理解をできていないと、適切な支援につなぐことが困難である。このことから制度の普及・啓発は必要である。

③成年後見制度の専門相談窓口について

調査対象機関が制度の相談を受けた場合に、事業所でも対応はしているが、他の機関も紹介していた。紹介先として市役所、地域包括支援センター、社会福祉協議会との回答が多かった。それぞれの機関は制度についての相談は受け付けるものの、専門的な相談になった場合は対応が困難である。そのため、成年後見制度の専門的な相談窓口を設置することで、専門的な相談も対応可能になり、市民が安心して相談ができるようになるため、専門相談窓口の設置が必要である。

④本人を支える「チーム」支援について

成年後見人等と連携をとる際の課題として、「成年後見人等による定期的な訪問がなく、連携が取りづらい」との回答が 53.3% (16 件) と多く、お互いの連携不足により本人の支援が進まない場合も見られる。連携を強化するため、本人の支援者グループに成年後見人等を加え、本人を共に支える「チーム」を形成することで、連携がより取れるようになり、本人の支援が進んでいく。本人を一体的にチームが支え続けられるよう、体制整備が必要である。

⑤成年後見制度の利用が進まない理由

調査対象機関からは、制度の利用が進まない理由として、「制度の理解不足」「申立て手続きに時間がかかる」「費用の負担問題」が多く挙げられた。また、本市には「申立て手続き」「低所得者への利用助成」「市長による成年後見申立て」「制度に関する情報提供」の 4 項目が期待されている。このことから、本市は、適切な申立て支援を行うとともに、「成年後見制度利用支援事業（報酬助成）」の対象要件を見直すことで、低所得者で申立てに躊躇している場合でも、制度の利用につなげることができる体制を整備する必要がある。

成年後見制度の利用状況に関するアンケート調査結果

問1 貴事業所に該当する欄をご記入ください

事業所		調査対象数 (件)	回答数 (件)	割合 (%)
高 齢 分 野	居宅介護支援事業所	53	30	56.6
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	9	5	55.5
	介護老人保健施設	5	4	80.0
	特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	16	4	25
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	17	11	64.7
	小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護含む)	7	3	42.9
	医療機関地域医療連携室	9	7	77.8
	地域包括支援センター	12	12	100
障 が い 分 野	療養介護	2	1	50
	施設入所支援	4	4	100
	共同生活援助	17	15	88.2
	精神科病院	2	2	100
	特定相談支援事業所	13	13	100
計		166	111	66.9

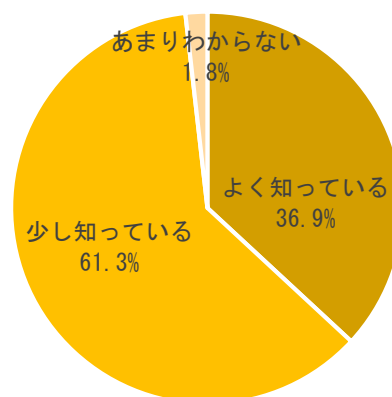
問2 成年後見制度について、どの程度ご存知ですか

表1 成年後見制度の認知度

図1 成年後見制度の認知度 (単位: % n=111)

(単位: 件)

	高齢分野	障がい分野	計
よく知っている	22	19	41
少し知っている	52	16	68
あまりわからない	2	0	2
全くわからない	0	0	0
合計	76	35	111



●成年後見制度の認知度は「よく知っている」が約36.9%、「少し知っている」が約61.3%であった。

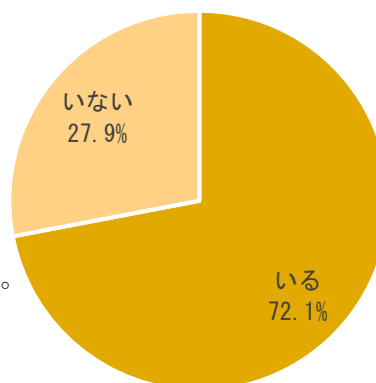
問3 貴事業所の支援対象者で現在、成年後見制度を利用している方はいますか

表2 成年後見制度利用の有無

図2 成年後見制度利用の有無 (単位: % n=111)

(単位: 件)

	高齢分野	障がい分野	計
いる	50	30	80
いない	26	5	31
合計	76	35	111



●約72.1%の事業所が成年後見制度の利用者に関わっていた。

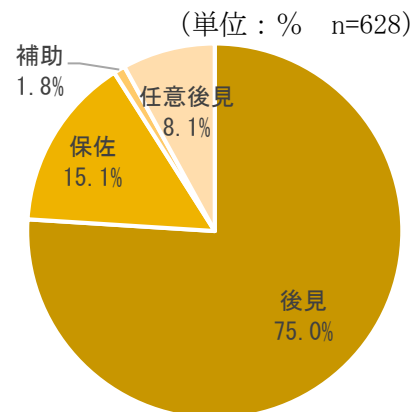
問4 成年後見の各類型の人数を御記入ください（令和2年3月1日現在）

表3 成年後見の各類型の人数内訳

(単位：人)

	高齢分野	障がい分野	計
成年後見	82	389	471
保佐	25	70	95
補助	7	4	11
任意後見	38	13	51
合計	152	476	628

図3 成年後見の各類型の人数



- 成年後見が約75.0%、保佐が約15.1%、補助が約1.8%、任意後見が約8.1%であった。
 (参考) 平成30年12月末時点の国の成年後見の各類型割合は、成年後見の割合が約77.7%、
 保佐14.6%、補助4.6%、任意後見1.2%

問5 後見人等との連携において困りごとなどの課題がありますか

表4 後見人等との連携の課題の有無 (単位：件)

	高齢分野	障がい分野	計
ある	19	11	30
ない	57	24	81
合計	76	35	111

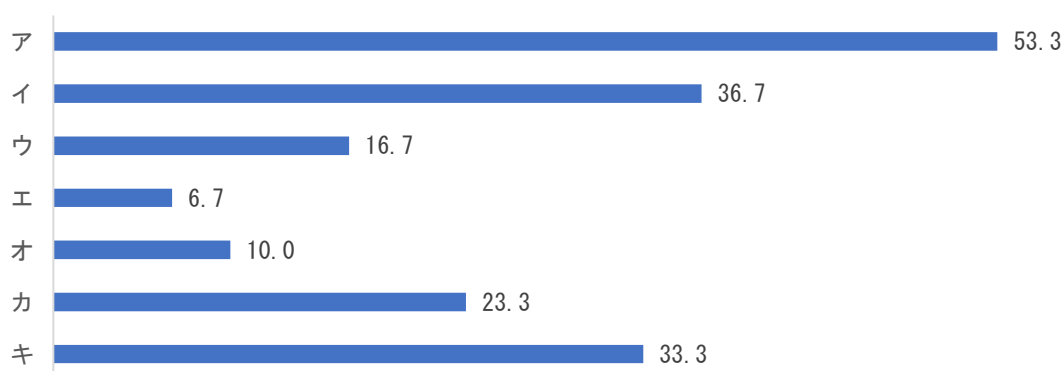
- 27.0%の事業所が成年後見人等との連携に何かしら困りごとがあるという回答だった。

問5-1 「ある」とお答えの場合、後見人等との連携における課題を教えてください 【複数回答】

表5 成年後見人等との連携における課題 (単位：件)

	高齢分野	障がい分野	計
(ア) 後見人等による定期的な訪問(概ね月1回以上)がなく、連携がとりづらい	8	8	16
(イ) 本人に必要な支援に係る意思決定や支出について、合意を図ることが難しい	8	3	11
(ウ) ケース会議への出席依頼をしてよいか分からない	5	0	5
(エ) ケース会議への出席を依頼するが、なかなか出席してもらえない	1	1	2
(オ) 後見人等との連絡がなかなかつかない	2	1	3
(カ) 後見人等がいても、金銭管理を施設等が行っている状況にある	1	6	7
(キ) その他	6	4	10
合計	31	23	54

図4 成年後見人等との連携における課題 (単位：% n=30)



<その他>

【高齢分野】

- ・ 死後事務について (居宅介護支援事業所)
- ・ 申立て時の問題 (医療機関)
- ・ 対応が遅い (医療機関)
- ・ 医療同意、後見人が入院してしまった場合の対応 (医療機関)
- ・ 知識不足により、被後見人が不利益を被っている (医療機関)
- ・ 遠方の担当者だとこまめな面談や対応依頼がしづらい (地域包括支援センター)

【障がい分野】

- ・ 色々な意味で後見人の役割を果たしていない、名前だけ。家族が後見人だと結局、家族優先になる (施設入所支援)
- ・ 事業所に無断で本人を訪れることがあり、確認のないところで外出の約束をしたり、又、その内容を報告しないときもあり困っている。(共同生活援助)
- ・ 書類だけのやりとりになる (共同生活援助)
- ・ 緊急時に来てもらえない、相談しても聞いてもらえない (特定相談支援事業所)

● 後見人等との連携において困りごとがある事業所の 53.3%が (ア) 「後見人等による定期的な訪問 (概ね月 1 回以上) がなく、連携がとりづらい」と回答している。分野別の特徴としては、高齢分野では (イ) 「本人に必要な支援に係る意思決定や支出について、合意を図ることが難しい」、(ウ) 「ケース会議への出席依頼をしてよいかかわからない」の回答が多く、障がい分野では (カ) 「後見人等がいても、金銭管理を施設等が行っている状況にある」の回答が多かった。

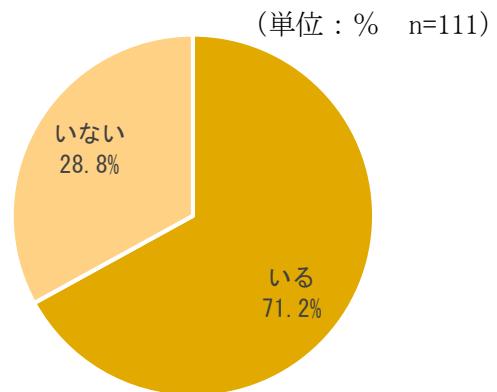
問6 貴事業所の支援対象者で、成年後見人等が必要と思われる方はいますか

表6 成年後見人等が必要な支援者の有無

(単位：件)

	高齢分野	障がい分野	計
いる	51	28	79
いない	25	7	32
合計	76	35	111

図5 成年後見人等が必要な支援者の有無



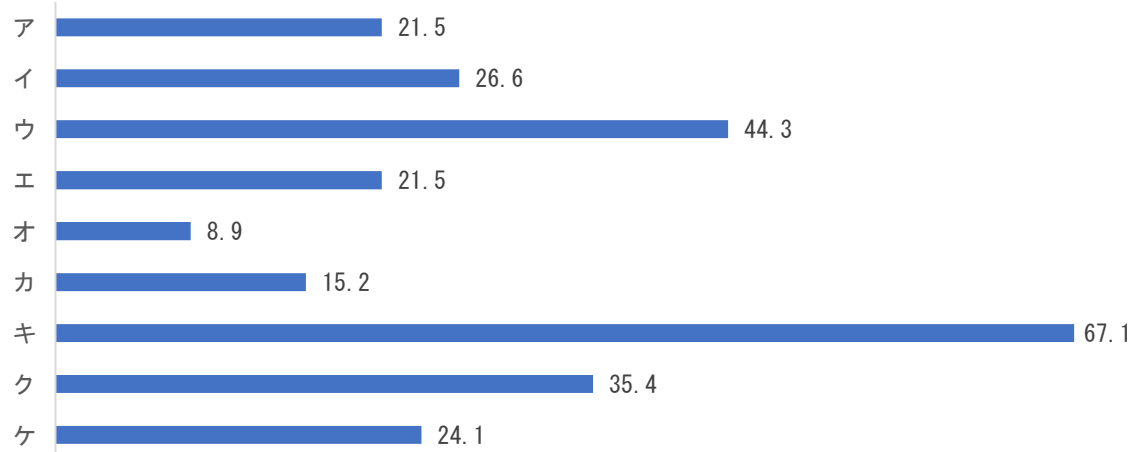
●事業所の71.2%が支援対象者に成年後見人等が必要であると回答している。

問6-1 「いる」と回答の場合、どのような理由で後見人等が必要ですか【複数回答】

表7 支援者に成年後見人等が必要な理由 (単位：件)

	高齢分野	障がい分野	計
(ア) 消費者被害から保護するため	9	8	17
(イ) 不動産の処分や遺産分割協議を行うことができないため	15	6	21
(ウ) 診療契約やサービス利用契約の内容を理解できないため	24	11	35
(エ) 親族から預金や年金を搾取されているなど、経済的虐待から保護するため	8	9	17
(オ) 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトなどから本人を保護するため	5	2	7
(カ) 必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否するため	8	4	12
(キ) 収入に見合った金額の支出ができないなど、財産の管理ができないため	31	22	53
(ク) 税金や家賃、借金等を滞納しているが、適切に対応できないため	22	6	28
(ケ) その他	13	6	19
合計	135	74	209

図6 支援者に成年後見人等が必要な理由 (単位：% n=79)



<その他>

【高齢分野】

- ・今後の施設入所を考える上で、本人の意思決定ができないため（居宅介護支援事業所）
- ・家族が保証人としてやってくれない（居宅介護支援事業所）
- ・家族との連絡がとれない（医療機関）・転院、施設入所の手続きをするため（医療機関）
- ・子がない高齢夫婦（医療機関）・パートナーが外国人（医療機関）
- ・患者以外に本人の預金や保険の加入等を理解している家族が不在（医療機関）
- ・身寄りなく金銭管理者不在（医療機関）
- ・身寄りがなく、施設入所等の契約者、保証人不在（地域包括支援センター）
- ・身寄りがなく、死後事務、代理委任契約等の希望者が増えている（地域包括支援センター）
- ・身寄りがなく、認知症で日常生活に支援の必要な方（地域包括支援センター）
- ・精神科受診して、不安が大きく、日常の生活を送れない（地域包括支援センター）
- ・将来のため（地域包括支援センター）

【障がい分野】

- ・全員に付ける方針（施設入所支援）・入院の際の同意（施設入所支援）
- ・今後身元引受人等の高齢化により判断が難しくなることが予測される（共同生活援助）
- ・将来的な財産管理の心配（特定相談支援事業所）・施設入所に向けて（特定相談支援事業所）
- ・家族の高齢化により身上監護が必要になる（特定相談支援事業所）

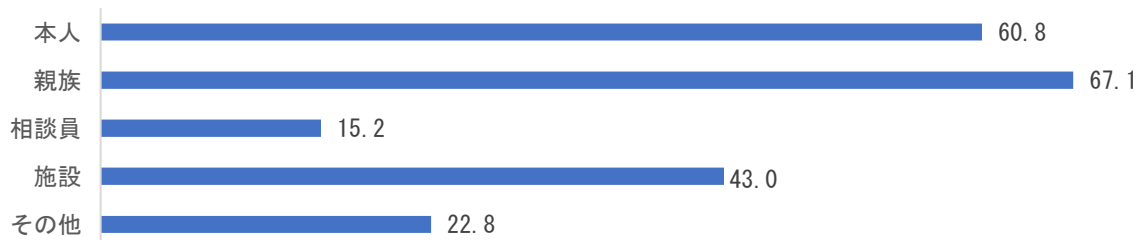
- 事業所の支援支援対象者で、成年後見人等が必要と思われる理由として、共通して（キ）「収入に見合った金額の支出ができないなど、財産の管理ができないため」が67.1%と最も多く、次いで、（ウ）「診療契約やサービス利用契約の内容を理解できないため」が多かった。分野別の特徴としては、高齢分野では上記の2項目に次いで、（ク）「税金や家賃、借金等を滞納しているが、適切に対応できないため」（イ）「不動産の処分や遺産分割協議を行うことができないため」が多く、障がい分野では（エ）「親族から預金や年金を搾取されているなど、経済的虐待から保護するため」（ア）「消費者被害から保護するため」が多かった。

問7 後見人等が必要だが成年後見制度を利用していない場合、契約行為や金銭管理は主に誰（どこ）が行っていますか【複数回答】

表8 成年後見制度に至らない支援対象者の契約行為や金銭管理の担い手（単位：件）

	高齢分野	障がい分野	計
本人	35	13	48
両親・兄弟等の親族	28	25	53
介護支援専門員（計画相談員）	11	1	12
入所施設	15	19	34
その他	15	3	18
合計	104	61	165

図7 成年後見制度に至らない支援対象者の契約行為や金銭管理の担い手 (単位：% n=79)



<その他>

【高齢分野】

- ・ヘルパー・地域包括支援センター・知人・生活支援課・あんしんセンター（居宅介護支援事業所）
- ・生活支援課・行政書士（認知症対応型生活介護）・行政機関（医療機関）
- ・あんしんセンター・知人・地域包括支援センター・小規模多機能型居宅介護・生活支援課（地域包括支援センター）

【障がい分野】

- ・児童が主のため、保護者契約が中心・地域包括支援センター・あんしんセンター（特定相談支援事業所）

●制度利用に至らない支援対象者の契約行為や金銭管理の担い手として、「親族」が67.1%と最も多かったが、分野別の特徴として、高齢分野では「本人」が最も多く、次いで「親族」「入所施設」の順であるのに対し、障がい分野では「親族」が最も多く、次いで「入所施設」「本人」の順に多かった。また、その他では、関係機関が担う場合も見られた。

問8 貴事業所は成年後見制度に関する相談を受けたことがありますか

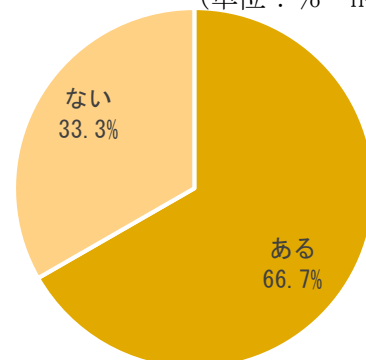
表9 成年後見制度に関する相談の有無

(単位：件)

	高齢分野	障がい分野	計
ある	55	19	74
ない	21	16	37
合計	76	35	111

図8 成年後見制度に関する相談の有無

(単位：% n=111)



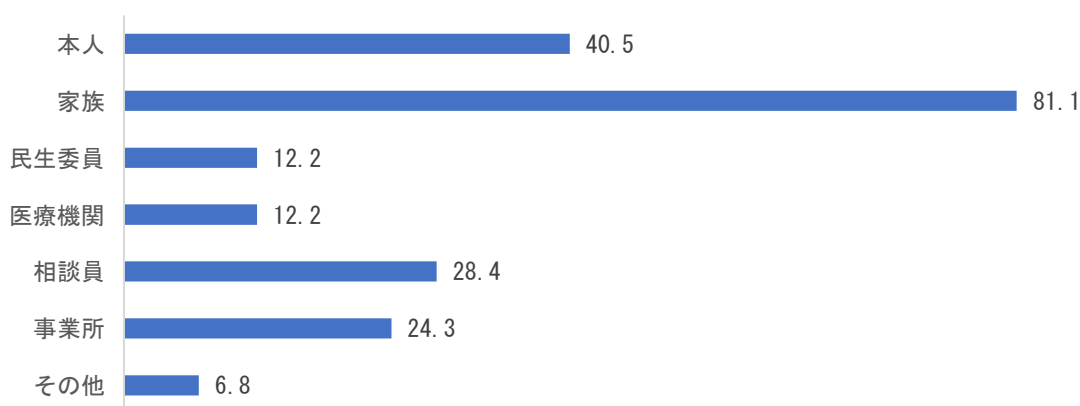
●事業所の66.7%が成年後見制度に関する相談を受けたことがあるという回答であった。

問8-1 「ある」場合、主に誰（どこ）から相談を受けましたか【複数回答】

表10 相談者の内訳（単位：件）

	高齢分野	障がい分野	計
本人	25	5	30
家族	44	16	60
民生委員	8	1	9
医療機関	7	2	9
介護支援専門人（計画相談員）	18	3	21
介護（障がい福祉）サービス事業所	12	6	18
その他	1	4	5
合計	115	37	152

図9 相談者の内訳（単位：% n=74）



<その他>

【高齢分野】

- ・市役所（居宅支援事業所）

【障がい分野】

- ・児童相談所・市役所・市議会議員（特定相談支援事業所）

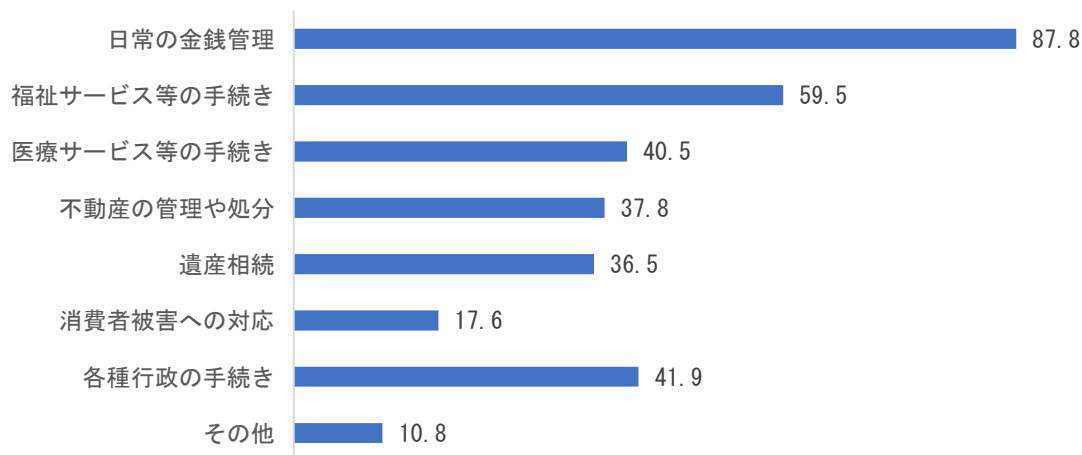
●共通して「家族」からの相談が81.1%と最も多く、分野別の特徴としては、高齢分野では「本人」「介護支援専門員」の順に多く、障がい分野では「サービス事業所」「本人」の順に多かった。

問9 成年後見制度に関する相談内容はどのようなことですか【複数回答】

表11 成年後見制度の相談内容（単位：件）

	高齢分野	障がい分野	計
日常の金銭管理	51	14	65
福祉サービス等の手続き	35	9	44
医療サービス等の手続き	27	3	30
不動産の管理や処分	25	3	28
遺産相続	22	5	27
消費者被害への対応	11	2	13
各種行政の手続き	26	5	31
その他	4	4	8
合計	201	45	246

図10 成年後見制度の相談内容（単位：% n=74）



<その他>

【高齢分野】

- ・ 診断書作成（介護老人福祉施設）
- ・ 診断書記載できるかどうか（医療機関）
- ・ 債務整理、死後事務委任・申立て手続きの内容（地域包括支援センター）

【障がい分野】

- ・ 成年後見人の申立て方法（療養介護、施設入所支援）
- ・ 今後の生活上の色々な契約行為（特定相談支援事業所）
- ・ 制度のメリット・デメリット（特定相談支援事業所）

●相談内容としては、「日常の金銭管理」が87.8%と多く、次いで「福祉サービス等の手続き」「各種行政の手続き」「医療サービス等の手続き」についての相談が多かった。

問 10 貴事業所では成年後見制度に関する相談に対してどのように対応していますか
【複数回答】

表 12 成年後見制度の相談の対応方法 (単位：件)

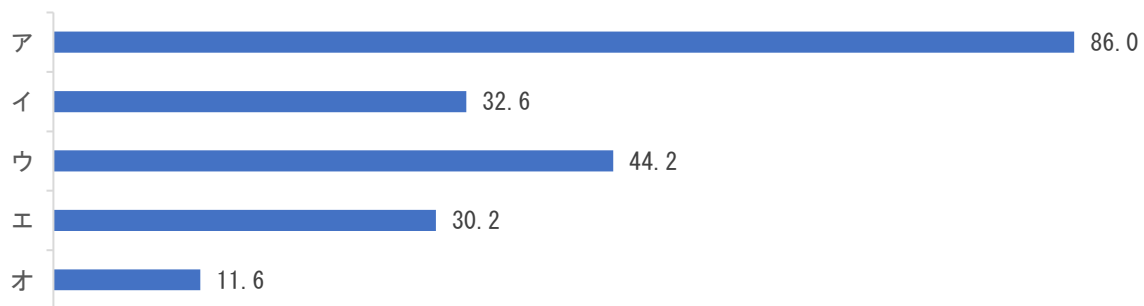
	高齢分野	障がい分野	計
事業所に対応する	31	12	43
他の機関を紹介する	47	12	59
合計	78	24	102

問 11 「事業所に対応する」とお答えの場合、具体的にどのようなことをしていますか
【複数回答】

表 13 事業所での対応内容 (単位：件)

	高齢分野	障がい分野	計
(ア) 成年後見制度等の制度説明を行っている	28	9	37
(イ) 成年後見制度申立書等の書類作成の支援を行っている	9	5	14
(ウ) 後見人等候補者とのマッチングを行っている	13	6	19
(エ) 家庭裁判所への同行支援を行っている	9	4	13
(オ) その他	3	2	5
合計	62	26	88

図 11 事業所での対応内容 (単位：% n=43)



<その他>

【高齢分野】

- ・地域包括支援センターとの連携 (居宅介護支援事業所)
- ・本人情報シートの作成 (介護老人福祉施設) ・市長申立て支援 (地域包括支援センター)

【障がい分野】

- ・相談事業所からのフォローを依頼する (共同生活援助)
- ・当院にて診断書作成 (精神病院)

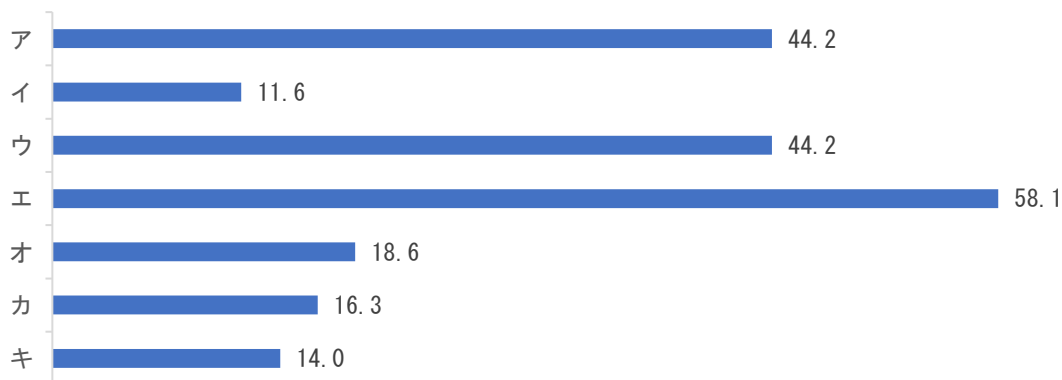
●共通して (ア) 「成年後見制度等の制度説明を行っている」が 86.0%と多く、次いで (ウ) 「後見人等候補者とのマッチングを行っている」が多かった。

問 12 「事業所で対応する」とお答えの場合、相談から成年後見制度の利用に至らなかった場合、その理由を教えてください【複数回答】

表 14 成年後見制度の利用に至らなかった理由（単位：件）

	高齢分野	障がい分野	計
(ア) 事業所としては制度の利用を勧めているが、本人及び家族が同意しない	14	5	19
(イ) 本人の状態には問題がなく、現状では必要としていない	3	2	5
(ウ) 申立ての手続きが煩雑である	11	8	19
(エ) 本人及び家族が申立て・報酬等の費用の関係で申請を躊躇している	17	8	25
(オ) 家族が本人の収入（年金等）で生活しているため支障をきたす	4	4	8
(カ) 必要性を感じていない	6	1	7
(キ) その他	6	0	6
合計	61	28	89

図 12 成年後見制度の利用に至らなかった理由（単位：％ n=43）



<その他>

【高齢分野】

- ・後見人への不信感（認知症対応型協働生活介護）
- ・保証人協会を利用希望（医療機関）
- ・入所手続きを申立てなしで対応（地域包括支援センター）
- ・申立て者不在で市長申立てハードルも高い（地域包括支援センター）
- ・本人が制度に対してネガティブなイメージを持っている（地域包括支援センター）
- ・制度に対し不安を感じている（地域包括支援センター）

●共通して（エ）「本人及び家族が申立て・報酬等の費用の関係で申請を躊躇している」が 58.1 %と最も多かった。分野別の特徴としては、高齢分野では、上記に次いで（ア）「事業所としては制度の利用を勧めているが、本人及び家族が同意しない」であるのに対して、障がい分野では（ウ）「申立ての手続きが煩雑である」が上記に次いで多かった。

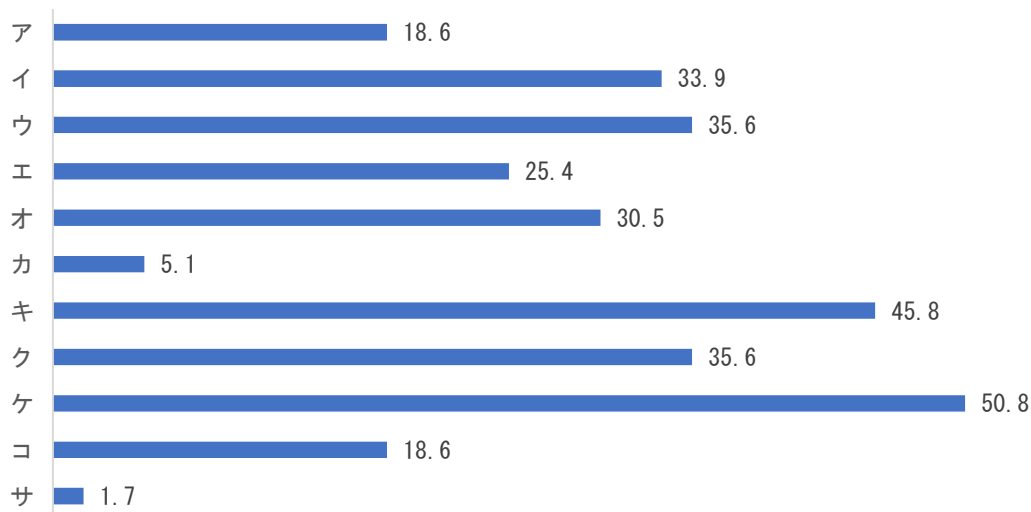
問 13 「他の機関を紹介する」とお答えの場合、どの機関を紹介しますか

【複数回答】

表 15 他の機関の紹介先（単位：件）

	高齢分野	障がい分野	計
(ア) 弁護士（会）	9	2	11
(イ) 司法書士（会）	16	4	20
(ウ) 行政書士（会）	18	3	21
(エ) 社会福祉士（会）	9	6	15
(オ) 法テラス	17	1	18
(カ) 居宅介護支援事業所（計画相談支援事業所）	1	2	3
(キ) 地域包括支援センター	24	3	27
(ク) 社会福祉協議会	19	2	21
(ケ) 市役所	24	6	30
(コ) 家庭裁判所	7	4	11
(サ) その他	0	1	1
合計	144	34	178

図 13 他の機関の紹介先（単位：％ n=59）



<その他>

【障がい分野】

・ NPO 法人後見団体（相談支援事業所）

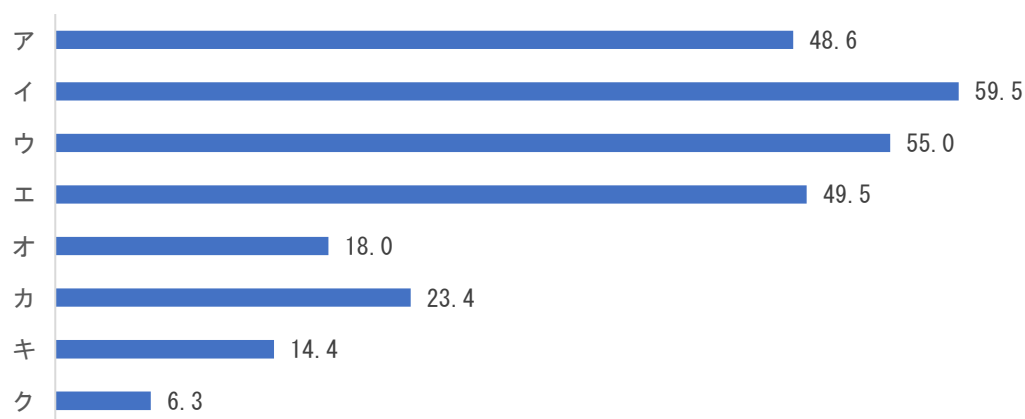
●他の機関の紹介先として、(ケ)「市役所」が 50.8%と最も多く、次いで、(キ)「地域包括支援センター」(ク)「社会福祉協議会」(ウ)「行政書士（会）」の順に多くなっている。また、士業団体では(ウ)「行政書士（会）」(イ)「司法書士（会）」の回答が多かった。分野別の特徴としては、高齢分野では(オ)「法テラス」の回答が多く、障がい分野では(エ)「社会福祉士（会）」の回答が多かった。

問 14 成年後見制度についての本市の取り組みとして、どのようなことを期待しますか 【複数回答】

表 16 本市の取り組みとして期待されること（単位：件）

	高齢分野	障がい分野	計
(ア) 制度に関する情報の提供	39	15	54
(イ) 申立て手続きについての相談支援	45	21	66
(ウ) 低所得者への利用費用の助成	41	20	61
(エ) 市長による成年後見制度申立	33	22	55
(オ) 制度に関する講演会等の開催	16	4	20
(カ) ネットワーク・連携体制の構築	18	8	26
(キ) 市民後見人の養成	12	4	16
(ク) その他	4	3	7
合計	208	97	305

図 14 本市の取り組みに期待すること（単位：% n=111）



<その他>

【高齢分野】

- ・ 広報、手続きの簡便さ、時間短縮（居宅介護支援事業所）
- ・ 円滑な後見申立て体制充実（医療機関）・申立て同行支援（医療機関）
- ・ 後見人が選任されるまでの期間の支援（地域包括支援センター）

【障がい分野】

- ・ 未成年後見の制度の理解（特定相談支援事業所）・個別相談体制（特定相談支援事業所）
- ・ 成年後見に特化した機関の立ち上げ支援、委託をするなど（特定相談支援事業所）

- 本市に対する取り組みとして期待されることは、(イ)「申立て手続きについての相談支援」が 59.5%と最も多く、次いで(ウ)「低所得者への利用費用の助成」(エ)「市長による成年後見制度申立」(ア)「制度に関する情報の提供」の4項目の回答が多かった。

問 15 成年後見制度について、現場でのお困り感等をお聞かせください

※事務局で回答をカテゴリー分けし、見出しを付けた

【高齢分野】

<居宅介護支援事業所>

○費用の負担について

- ・後見人制度利用にあたって、「費用の高さ」。
- ・制度が必要であるのに、お金がかかると言って、家族が申立人になってくれない。
- ・後見人制度を利用した時の金額が不明瞭で、利用者や家族に説明できない。
- ・費用負担の面で、なかなか利用についてご本人及び家族が同意しないことがある。

○申立て手続き、時間について

- ・制度利用について、申立てからの時間や費用もかかると聞いている。必要な時期に、金銭的にもかからないのであれば勧めやすいのだが。
- ・後見人制度利用にあたって、「時間がかかる」。
- ・相談機関に相談してから、かなりの時間を要する。
- ・居宅介護支援事業所のケアマネだけでは、判断がつかないので、いつも包括センターや市に相談しながら進めるようにしているが、なかなか進まない場合が多い。
- ・社会福祉士の対応により、市長による申立てを行っているが、決定するまで時間を要しているため、後見人が決定する期間中はご本人任せとなっている状況である。その期間中も支払いが滞るなど支障が起きている状況である。
- ・後見人制度利用にあたり「手続きの複雑さ」・後見人制度利用にあたり「手続きの複雑さ」。
- ・書類が複雑で、後見人が決まるまでに時間がかかる。

○成年後見制度の理解、他制度について

- ・認知症等で理解力の低下している利用者に対しての後見人制度の理解を得ること。
- ・ケアマネからも家族にきちんと説明ができるよう、分かりやすい研修を希望する。
- ・家族信託を含め、ケアマネも包括センターも制度をよく分かっていない状況だと思う。
- ・成年後見制度以外で「リバースモーゲージ」を利用した。デメリットも多いが、単に成年後見制度を利用することだけを頼りにするマネジメントには疑問を感じる。やはりケアマネは見聞を広げる必要がある。
- ・社協のあんしんセンターもなかなか活用できない。

○成年後見制度利用のタイミングについて

- ・どの時点で成年後見制度を利用開始するのか。
- ・本人もどのくらいの資産があるのか不明で、申立てをするべきかわからない。
- ・包括センターが個別の問題解決の手段として成年後見制度を勧めるが、現状現況と一致しないことがある。

○保証人・契約・相続問題について

- ・身寄りのないケースで後見人がついていないとき、入院の保証人を頼まれ困った。
→大家さんに書いていただいた。
- ・身寄りのない独居や家族がいても保証人にならないというケースが増えている。
- ・認知症の方を介護しているケースで、介護者が急死されたとき（お子様がいらっしゃらないケース）は、認知症の方は入所できる施設はあるが、契約者不在にて遺産相続のこともあり困った。
→圏域の行政書士に相談をかけた。

○成年後見人等との連携について

- ・包括センターが推薦してくれる成年後見人が、高齢者介護（特に認知症）に精通しておらず、説明しても持論を展開されるので、かえって支援チームが混乱してしまうことがあった。再選任を望みたいがうまくいかない。
- ・本人に必要な支援に係る意思決定や支出について、合意を図ることが難しい担当の方にあたると、支障が出てくることがある。本人の意思の尊重も大切だが、生活を円滑に安全に送るためには判断してもらいたいと思う時もある。
- ・現在関わっていただいている後見人の方は、連絡が取りやすく対応が早い。話やすい人柄であり、利用者の対応で困ったことはない。

○マッチング・後見人の担い手不足・市長申立てについて

- ・後見人の依頼先の選定に迷う。
- ・後見人制度利用にあたって、「後見人不足」。
- ・生活保護利用者に対する、市長による申立てのハードルが高い。

○家族との関わりについて

- ・精神疾患を持つ息子と二人暮らしで後見人が必要であると判断し、包括センターにつないだ。主治医との連携や診断書の作成依頼などすべてケアマネが行い、申立て手続きを依頼する行政書士との面談にも立ち会った。契約書まで交わしたが、その後息子が契約解除を申し入れ申立てが中断したままになっている。結局行政書士を紹介されただけで、ケアマネが動いている感じがする。家族に障がいがあつて後見人を申立てるのに、息子と契約をするのかと疑問。施設入所の必要性も高まってきていて困っている。
- ・これから身寄りのない方や、家族間トラブルがある方などが増えると思いますので心配です。

<介護老人福祉施設>

○相談先について

- ・必要性が生じた際に、まずどこに相談してよいかなど、案内のしやすいまとまったリーフレットなどがあるとよいと思う。

○成年後見人等との連携について

- ・施設入所者で、保証人や親族が不在で後見人がついていても、医療の方向性（手術の希望や胃ろうの選択等）や看取りの意向を決断できないとき、後見人や施設職員は本人が希望してなくても病院搬送や胃ろう造設になってしまうことがある。

<介護老人保健施設>

○成年後見人等との連携について

- ・後見人の面会（訪問）がなく、電話や書面による情報共有になっている。

<特定施設入居者生活介護>

- ・弊社では入居契約時に身元引受人を立てていただくことを条件としており、また、ご家族様からの問い合わせから始まって見学、申込へと続くパターンが多いため、後見人が必要なことは稀です。

<認知症対応型共同生活介護>

○成年後見人等との連携について

- ・法人後見（NPO 法人）の担当者が面会の際に、誰にも断らず一緒に外出したり、食べ物を持ち込み一緒に食べたり、本人が望んでいるからと、毎月温泉に連れて行ってほしい等要望されて困った。後見人の業務として、処遇の監視や介護生活の維持を守る責任はあることは承知していたので、できる範囲で対応してきた。ただ、認知症介護において、本人の健康状態や能力を把握した上で、生活プランや外出支援など緻密な計画を立て、同意をいただいているはずである。個人の思いで権利を行使されても、認知症介護上すべてが受け入れられることではないと思う。その後、その担当者と話し合いをもち、重要事項説明書の内容を確認し、施設が提供できるサービスについて説明し、納得いただいた。それ以降は、必要以上に要望されることはなく、現在は別の担当者が後見人として対応していただいている。

<小規模多機能型居宅介護>

○相談先について

- ・重い話だけに・・・、気軽に相談ができる場所があればいいのですが、なかなか足が運びづらい。

○成年後見制度の理解について

- ・制度につなぐまでが難しいと感じます。必要性のある方が、その必要性について納得が得にくい場合がある。ケアマネや資料、または弁護士から説明をしていただくが、費用の高さ、後見人の信用問題、その場では納得しても次の手続きまでに忘れてしまう等でなかなか進まない。

○費用の負担について

- ・要介護3以下、身寄りのない方、生活費はぎりぎり間に合うが、有料老人ホームの入居で後見人に支払うまでの費用は出せない。特養に入所の段階になれば、費用は出せるため、それまでは本人と入居施設でどうにか工夫している。

<看護小規模多機能型居宅介護>

○申立て手続き、時間について

- ・現在、申請中で審判が下りていない方がいる。審査に慎重なためと思われるが、早期に審判が下りてほしい。

○費用の負担について

- ・精神鑑定費用の負担が大きい。

○市長申立てについて

- ・親族不在者の申立て（市長申立てはハードルが高い印象がある）。

<医療機関地域医療連携室>

○費用の負担について

- ・家族信託も料金が高い。
- ・手数料が高い。

○申立て手続き、時間について

- ・利用まで時間がかかる。
- ・身寄りのない方の市長申立ての場合に時間がかかることが困っている。後見人が決まるまで施設入所先が制約され、患者の権利が侵害されている現状がある。
- ・決定までに時間がかかる。
- ・脳血管疾患による意識障害で、成年後見制度の対象となるような方が多くいる。ただ、申立てに至るまでのプロセスに時間や労力を要し、ご家族が申立てを躊躇するケースも少なくない。また、単身者で身寄りがいない方が急性期治療を脱し、回復期リハビリテーション病院への転院を検討している場合には、後見人選任までに時間を要すことで受け入れ先が見つかりづらい等転院が難航するケースもある。複雑なケースこそ、庁内の部署間連携社会福祉協議会との連携を強化していくべきと考え、是非ご協力いただきたい。
- ・申立人がいない場合、市長申立てになるが、申立てを行うまでに時間がかかりすぎる。年々、入院期間の縛りが強くなる中で、現在のスピード感では社会の求めるスピードとは程遠すぎるため、成年後見制度の利用の推進にはならない。市役所にも柔軟性を求めたい。
- ・手続きが煩雑。

○市長申立てについて

- ・市長申立てをしてほしいケースが多いが、成功例がほぼない。

○支援者間の連携について

- ・成年後見制度と行政の支援で、意思決定能力が不十分な方に対する、自己決定の尊重と権利擁護を実現していきたいと考える。後見人決定までの間、行政が支援者の役割をしていただきたい。

○他制度について

- ・日常生活自立支援事業が使いにくい。

○その他

- ・身寄りのない方の医療機関での課題として①入院時契約②入院中の必要物品の準備③医療同意④金銭管理⑤療養・退院調整⑥死亡時の対応の6つある。

<地域包括支援センター>

○費用の負担について

- ・判断能力はあるが、経済的に余裕がない方に対しての支援が行き届かない。(賃貸の更新や入院先に後見人を求められた)
- ・申立て費用や月々の支払いができないため申立てができないとあきらめているケースも少なくない。
- ・お金がかかるので、申立てに至るまで話が進まないことがある。
- ・成年後見制度等の相談ケースに関して、ご家族の協力が望めないケースや費用等で躊躇されているケースが見受けられる。申立費用に関しては、市長申立てで解決できるケースもあるが、その後の費用に関しては助成制度もなく、生活困窮しているが後見制度が必要な方はまだまだ利用の難しい制度になってしまっている。

○申立て手続き、時間について

- ・後見人がつくまで時間がかかる。(すぐに手続きが必要なものに関しては仕方なく担当者が担っている現状)
- ・手続きに時間がかかるため、間に合わない場合がある。(亡くなってしまうため)

○金銭管理について

- ・市長申立てを行い、後見人が選任されるまでの日常的な金銭管理を行う支援者がいない場合、緊急事務管理に対応可能な機関がないため、金銭管理を行う支援者の負担が大きい。
- ・日々の金銭管理ができない、あんしんセンターにもつながらない方は困る。

○制度のはざまの方の支援

- ・成年後見制度につながる直前の段階での財産管理や契約を行える人がなく、本人の権利を十分に擁護できないことが多い。
- ・ある独居高齢者（身寄りなし・知人はいる）の後見人問題が生じた時、本人の意思決定レベルが任意後見人か法定後見人の微妙であった場合に、医師の診断を受けるべきとは思いますが、本人に説明しても受診に繋がらなかった場合の手続きの進め方を相談できる機関があると助かる。
（長谷川式 25 点前後の方）

○成年後見制度の理解について

- ・本人の抵抗感が強く、手続きが進まない。判断能力が低下している人の理解をどう得ていくのか迷う。特に、市長申立てでは意思確認が必要となるため、制度利用の必要性を話し合ってから数年経過しているケースもある。後見人が立つまでの間、支援する手立てがなく、関わっている人が業務以上のことをやる現状もあり不安を抱いている。

○支援者間の連携について

- ・申立て手続き相談支援の場合、相談機関である包括センターへの相談支援体制として、気軽に士業の先生方へ相談するわけにはいかず、対応に苦慮している場面がある。
- ・後見人がつくまでの支援方法が確立すると助かります。

○後見人等との連携について

- ・後見人を信用せず、だまされるのではないかとという疑念で申立てに至るまで時間がかかる。
（過去の悪い事件の印象が払拭されていないと思われる。）

【障がい分野】

<施設入所支援>

○成年後見制度の理解について

- ・ご家族に全く関心がなく、また手続きの難しさからなかなか進まない。職員もよく知らない職員が多いため、今年度は勉強会をしたいと思っている。

<共同生活援助>

○契約について

- ・グループホーム対象となりますと、自分の名前が書ける→新しい契約を行ってしまう→支払いができない、特に携帯電話のトラブル（課金）が多くある。こういったところに困った部分が多くある。

○後見人等との連携について

- ・低所得の利用者から料金を徴収しないで預り金を管理しており、それだけでも大変な仕事をしているのに、後見人から通帳や預かり金の使途に関する書類の提出を求められ煩雑さを感じる

○成年後見制度の周知、相談窓口について

- ・成年後見制度を利用するにあたっての、利用できる対象者の基準及びまず最初に誰に相談しキーパーソンとなってくれる人は誰なのか等、決定までの一定の流れ及びその期間を含めた小田原市独自のより具体的な事例を含めたパンフレットを作成していただきたい。そして、利用促進を推進するのであれば、小田原市で成年後見制度利用にあたっての窓口を設置していただきたい。

○金銭管理について

- ・全体的に利用者さんの金銭管理をホーム側で行っている。数名の方についてお金の使い過ぎがあるが、意向の強い方で助言を受け入れてもらえない。また親族が遠方にいる方もいる。こうした事情があり、成年後見を勧めたいと考えている。

<特定相談支援事業所>

○費用の負担について

- ・申し立てに費用が発生し、登記後も報酬が高いことで利用に繋がらない。
- ・本人に障がいがあり、家族も80代、説明をするが、理解が難しく報酬を出すのが嫌だから（取られてしまう）つけないと言われている。
- ・本人の費用負担。
- ・生活保護受給者や低所得者に対する支援のあり手がいない。また頼みにくい。

○相談先について

- ・後見人を付けるための専門的な窓口が欲しい。

○金銭管理について

- ・年金を生活資金として使っているため、本人が必要とするサービスを利用することが難しい。
- ・入所施設の支払いが滞っているケースがあり、事業所も負債が増えていく現状に対応できずにいる。

○成年後見制度の理解について

- ・支援者が必要性を感じていても本人に困り感がない。
- ・後見制度を使わず（現被保佐人）に自立したいという。意思を示されているが、外すことは可能なのか、そのような事例はこれまでに上がっているのか知りたい。

○成年後見人等との連携

- ・後見人がチーム支援を理解してくれず、逆に支援を円滑に行えない。後見人を変えてほしいと思う。

成年後見制度の利用状況に関するアンケート

事業所名	
回答者の役職・氏名	
連絡先	

※本調査における用語の定義は以下のとおりです。

・後見人等 ：成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の総称

問1 貴事業所に該当する欄をご選択ください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター
<input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所
<input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
<input type="checkbox"/> 介護老人保健施設
<input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
<input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護
<input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護
<input type="checkbox"/> 医療機関（精神科病院以外） | <input type="checkbox"/> 障害者相談支援事業所
<input type="checkbox"/> 障害者入所施設（療養介護含む）
<input type="checkbox"/> 共同生活援助
<input type="checkbox"/> 精神科病院 |
|---|--|

問2 成年後見制度について、どの程度ご存知ですか。

- 内容をよく知っている
 内容を少し知っている
 内容はあまりわからない
 全くわからない

問3 貴事業所の支援対象者で現在、成年後見制度を利用している方はいますか。

- いる ⇒ 問4へお進みください
 いない ⇒ 問5へお進みください

問4 成年後見の各類型の人数を御記入ください。（令和2年3月1日現在）

後見	名	保佐	名	補助	名	任意後見	名
----	---	----	---	----	---	------	---

問5 後見人等との連携において困りごとなどの課題がありますか。

- ある
- ない

⇒「ある」とお答えの場合、後見人等との連携における課題を教えてください。

- 後見人等による定期的な訪問（概ね月1回以上）がなく、連携がとりづらい。
- 本人に必要な支援に係る意思決定や支出について、合意を図ることが難しい。
- ケース会議への出席依頼をしてよいかかわからない。
- ケース会議への出席を依頼するが、なかなか出席してもらえない。
- 後見人等との連絡がなかなかつかない。
- 後見人等がいても、金銭管理を施設等が行っている状況にある。
- その他（)

問6 貴事業所の支援対象者で、後見人等が必要と思われる方はいますか。

- いる
- いない

⇒「いる」とお答えの場合、どのような理由で後見人等が必要か教えてください。

（複数回答可）

- 消費者被害から保護するため。
- 不動産の処分や遺産分割協議を行うことができないため。
- 診療契約やサービス利用契約の内容を理解できないため。
- 親族から預金や年金を搾取されているなど、経済的虐待から保護するため。
- 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクトなどから本人を保護するため。
- 必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否するため。
- 収入に見合った金額の支出ができないなど、財産の管理ができないため。
- 税金や家賃、借金等を滞納しているが、適切に対応できないため。
- その他（)

問7 後見人等が必要だが成年後見制度を利用していない場合、契約行為や金銭管理は主に誰（どこ）が行っていますか。（複数回答可）

- 本人 両親・兄弟等の親族 介護支援専門員（計画相談員）
- 入所施設（グループホーム、有料老人ホーム、病院等を含む）
- その他（)

問 12 「事業所で対応する」とお答えの場合、相談から成年後見制度の利用に至らなかった場合、その理由を教えてください。(複数回答可)

※該当しない場合は記載不要です。

事業所としては制度の利用を勧めているが、本人及び家族が同意しない。

本人の状態には問題がなく、現状では必要としていない。

申立ての手続きが煩雑である。

本人及び家族が申立て・報酬等の費用の関係で申請を躊躇している。

家族が本人の収入(年金等)で生活しているため支障をきたす。

必要性を感じていない。

その他()

問 13 「他の機関を紹介する」とお答えの場合、どの機関を紹介しますか。(複数回答可)

弁護士(会) 司法書士(会) 行政書士(会) 社会福祉士(会)

法テラス 居宅介護支援事業所(計画相談支援事業所)

地域包括支援センター 社会福祉協議会 市役所 家庭裁判所

その他()

問 14 成年後見制度についての本市の取り組みとして、どのようなことを期待しますか。(複数回答可)

制度に関する情報の提供

制度に関する講演会等の開催

申立て手続きについての相談支援

ネットワーク・連携体制の構築

低所得者への利用費用の助成

市民後見人の養成

市長による成年後見制度申立

その他()

問 15 成年後見制度について、現場でのお困り感等をお聞かせください。

以上で質問は終了です。御協力ありがとうございました

成年後見制度の利用の促進に関するアンケート調査（士業団体等向け）

1 普及啓発活動について

①貴団体が行っている普及啓発活動について、内容や実施時期、会場等を教えてください

	内容	実施時期	会場	対象者
弁護士会	成年後見申立てなどに関する研修会	随時（定期開催は例年3月～5月）	神奈川県弁護士会館	行政職員、社協職員、地域包括職員、基幹支援相談支援センター職員
司法書士会	市民公開講座の開催	秋～冬に年1回程度	不特定	一般市民
社会福祉士会	成年後見普及啓発事業	年1回程度	不特定	対象要件なし
行政書士会	小田原市市民公開講座と相談会	毎年1回定例	生涯学習センターけやき	対象要件なし
小田原市社会福祉協議会	日常生活自立支援事業パンフレットに別添資料として配布	通年		小田原市民

②普及啓発活動のためのツール（パンフレット等）を作成されていますか
作成している：全団体

2 相談機能について

③貴団体における成年後見や権利擁護に係る相談マニュアル等がありますか
ある：4団体
なし：1団体（社会福祉士会）

④貴団体が行っている会員向けの成年後見や権利擁護に係る勉強会として、どのようなものがありますか。内容や実施時期、会場等を教えてください

	内容	実施時期	会場	対象者
弁護士会	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見に関する法律支援方法 ・専門職後見人の業務の在り方 ・申立て支援 ・福祉制度 ・意思決定支援等 	年 7 ～ 8 回	神奈川県弁護士会館	成年後見人推薦名簿に登載を希望する者(新規必修研修) 既に名簿に登載し次年度の登載を希望する者(更新研修)
司法書士会	①成年後見人等名簿登載者向け研修(新規用・更新用) ②成年後見業務に関わる実務的な研修	①10 コマ程度の集中セミナーを年3～4回 ②適宜(年5回程度)	①神奈川県司法書士会、かながわ労働プラザ ②UMECO など	①司法書士 ②司法書士(小田原地区会員)
社会福祉士会	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理研修 ・初めての受任 ・終了事務 ・周辺制度理解 ・意思決定支援 	随時	不特定	ばあとなあ会員
行政書士会	①入会前研修 12 日間+効果試験 ②県実務研修 4 回/2 年+効果試験 ③地区研修 4 回/年	①年 2 回 ②年 4 回 ③ 3 か月に 1 回	①横浜行政書士会会議室 ②横浜開港記念会館等 ③UMECO 等	①入会希望者 ②県会員全員 ③地区会員
小田原市 社会福祉協議会	なし			

⑤今後、各種専門職団体・関係機関が集まり、協力・連携強化や、地域課題の検討・調整・解決等を協議する協議会を設置した場合に、貴団体の会員が委員として参加することはできますか

参加できる：全団体

⑥協議会等の委員として参加していただく場合、報酬は必要ですか

必要：3団体

どちらでもかまわない：1団体（行政書士会）

必要ない：1団体（小田原市社会福祉協議会）

⑦今後、中核機関が権利擁護に係る専門相談を実施した場合に、貴団体の会員を相談員として派遣することはできますか

派遣できる：全団体

⑧専門相談に会員を派遣していただく場合、報酬は必要ですか

必要：3団体

どちらでもかまわない：1団体（行政書士会）

必要ない：1団体（小田原市社会福祉協議会）

3 受任調整について

⑨家庭裁判所又は市町村長から後見人等の候補者推薦依頼があった場合に、貴団体において受任調整はどのように行われていますか

【弁護士会】

- ・名簿を管理する配点担当者がご本人の年齢、性別、支援課題、難易度などを勘案して調整し、候補者を推薦している。

【司法書士会】

- ・神奈川県内のリーガルサポート会員が推薦依頼書を閲覧できるWEB環境があり、希望者はそれを見て立候補をする。推薦にあたっては、一定のルールに従い、候補者を選定している。

【社会福祉士会】

- ・ばあとなあ神奈川内で受理審議をし、そのあとでばあとなあ会員に候補者依頼をメール送信、候補者調整後、家庭裁判所や市町村等に推薦書送付。

【行政書士会】

- ・地域役員により、本人の状況や性格の特徴、住所地などを考慮し、受任数が偏らないように考慮しながら、適格と思われる候補者を選任し候補者に問い合わせる。候補者は、本人と面談して相性も確認して最終決定するようにしている。

【小田原市社会福祉協議会】

- ・小田原市社協法人後見事業実施要綱の規定に基づく「受任判定会議」内において受任の可否を判断している。

⑩貴団体では後見人等候補者名簿等を整備していますか

整備している：4団体

整備していない：1団体（小田原市社会福祉協議会）

⑪貴団体の会員が後見人等を受任される場合に、強みとなる事項や得意分野にはどのようなものがありますか

【弁護士会】

- ・法的課題の対応、訴訟、調停、審判等への出頭、高額財産の管理、賃貸物件の管理や、不正事案への対応、親族間紛争を抱えた事案への対応、虐待事案への対応など困難事案に対する総合的調整力など。

【司法書士会】

- ・日常的に、登記、裁判関係業務を扱っているため、特に遺産相続、不動産の処分、借金などの課題を抱えている事案について対応がしやすいと考えている。

【社会福祉士会】

- ・福祉や医療支援者との連携を図りやすいことや、認知症の症状や知的障害、精神障害等の特徴を把握していることもあり、主に身上監護では強みがあると思う。

【行政書士会】

- ・身上監護に重きをおき、常に本人の状況を確認できるよう面談をかかさない。また周囲の関係者、ケアマネ、医師、看護師、ヘルパーとしっかりと連携して状況を把握する。小回りを利かせた配慮ある対応をしている。

【小田原市社会福祉協議会】

- ・平成12年度から実施している「日常生活自立支援事業」による実務経験から、金銭（財産）管理や身上保護面における利用者対応には長けている。反面、法的知識には欠ける面も多いことから、紛争事例、遺産相続、負債整理等の法に基づく対応は難しいと考えている。

⑫貴団体所属の後見人等が病気等により活動が困難となった場合、次の候補者が推薦されるまで、貴団体では具体的にどのような対応を行っていますか

【弁護士会】

- ・名簿を管理する成年後見センターにおいて、相談窓口、バックアップシステムを用意しており、センターを運営する高齢者・障害者の権利に関する委員会の委員が相談、助言を行い、家裁とも緊密な連携をとった上でフォローしている。

【司法書士会】

- ・病気等により活動が困難となった場合、家庭裁判所と連携の上、後任者の推薦を行い、成年被後見人等本人の生活に支障がないように団体として対応するようにしている。なお、会員からの辞任等の要望がある場合は、まずはリーガルサポートに連絡するよう周知している。

【社会福祉士会】

- ・ばあとなあ事務局と各支部のコーディネーターや運営委員とで連携し、各会員に受任してもらえるか相談。

【行政書士会】

- ・地区内（秦野・伊勢原含む）では、二か月に1回は定例会、小田原地域単独でも、二か月に1回懇談会を開き、情報交換し連携を取り合い、お互いの状況を把握し、不調な会員や長期の不都合な予定があれば協力している。もしもの時は役員が後任者をすぐに選任する。

【小田原市社会福祉協議会】

- ・法人で後見受任しているので、法人内職員が適時対応する。

4 不正防止に向けて

⑬現在、貴団体で行われている不正防止の取組や不正防止に向けた考えをお聞かせください

【弁護士会】

- ・定期報告を前提とする指導、助言、監督システムを有し、家裁との連携、弁護士会執行部との情報共有により不正防止を実現するべく対応中。

【司法書士会】

- ・WEB システムを活用した報告を会員に義務づけている。また、定期的に会員が管理している通帳の原本確認を行っている。

【社会福祉士会】

- ・年2回（2月、8月）、各会員に担当している被後見人等に関する後見活動をばあとなあ神奈川に提出。提出された書類を審査し、疑問点や問題点があれば面談。

【行政書士会】

- ・全国組織では、受任者すべてが年4回業務経過報告、預金通帳、預り金金銭出納帳を電子ファイルで提出し、資産に用途不明金が出ていないか監視している。県では、年2回、会員全員が自分の受任状況の変化を報告している。報告のない会員は、裁判所の登録名簿から抹消する措置もある。

【小田原市社会福祉協議会】

- ・被後見人等の通帳や印鑑の取扱いに関し、複数の職員による執行何いの確認、事務局長による通帳・印鑑の保管金庫の開錠・施錠、常務理事による払戻伝票への押印等、出金に関しては複数の人間が関わることにより安易に行えないように管理している。

5 中核機関に求めるもの

⑭本市の中核機関にどのような機能や役割を望んでいますか

【弁護士会】

- ・基本計画が求める機能（広報・相談・利用促進・後見人支援、可能であれば不正防止）に加え、家裁支部、弁護士会支部所在の強みを生かし、周辺自治体の活動を主導する役割。さらに、相談機能に留まることなく、後見制度利用促進機能（相談機能でキャッチした事案について、後見制度の利用を含め関係機関の連携を図り、スーパーバイザーとしてコーディネートしていく機能）、後見人支援機能（市長申立てに関する調整・候補者マッチング、市民が行う後見申立てへの支援・候補者マッチング・親族後見人への支援）を特に充実させてほしい。

【司法書士会】

- ・後見制度の利用に限らず、広く市民の権利擁護に資する機能を持ってほしい。
- ・後見制度の利用が必要な人に対しては、速やかな申立てがされる体制を整備してほしい。

【社会福祉士会】

- ・被後見人等の特徴にあった、成年後見人等が円滑に決められるよう情報の共有が図られるようにしてほしい。また、主に申立人に対しての成年後見制度や実務の理解促進。

【行政書士会】

- ・包括などで制度利用が必要と認められた方たちの制度利用のためとなる候補者選びの機関になっってしまう事を望む。この制度自体の持つ弱点、なぜ利用者が増えないのか常に本質的な問題を考え、その改良策も考え、取りこぼされる方達の救済まで迫る機関が望ましい。難しい課題だが、少しずつでも理想に近づくことを忘れない機関を望む。

【小田原市社会福祉協議会】

- ・成年後見制度の利用が進まないのは、何よりも「家庭裁判所に申し立てる」という手間のかかりそうな、難しそうな印象が先行しているためだと考えらる。
- ・中核機関は、非弁行為を侵害しない程度の申立支援や相談業務を行うことにより、利用促進が見込まれると期待する。
- ・また、各福祉関係の専門職においても、成年後見制度に関しては理解が低いと思われる方も散見されます。相談者に対して一定の説明責任はあると思われるので、専門職スキルの向上を目指した基礎研修や応用研修等の開催も必要であると考えてる。

6 その他

- ⑮本市における今後の成年後見制度の利用の促進や中核機関に求めるものについて意見等がございましたら御記入ください

【弁護士会】

- ・⑭との関係で、中核機関と候補者推薦母体（弁護士会などの専門職団体）との連携体制の充実・強化。特に定期的な協議会はぜひ開催、主催してほしい。

【司法書士会】

- ・将来的には足柄下郡の3町を巻き込んだ事業を展開してほしい。

【社会福祉士会】

- ・成年後見制度利用支援事業の条件緩和。
- ・家庭裁判所との連携、主に被後見人等や申立人の情報共有。
- ・中核機関と市町村との情報の共有や連携、実務的で簡素化した事務手続きの統一化。
- ・他市町村等との連携強化。

【行政書士会】

- ・最適な受任者の選任も重要な機能のひとつであるが、選任にあたっては本人の関係者、包括、医療機関等との十分な意思疎通が必要となる。常日頃から、地域の後見制度を支える人たちとの密接な連携をとれる存在であってほしい。この連携があれば、選任にとどまらず、地域で何が今足りないのか。それを補っていく方策は何かを探しだす機関ともなり得る。そのために、行政、関連機関に働きかける機能も付与できる体制を期待する。

【小田原市社会福祉協議会】

- ・本協議会が受けた過去の権利擁護相談において、多く聞かれた意見として「後見報酬が払えないので申立ては諦める」といったケースが少なからずあった。相談者や支援者の報酬に関する拒否反応は決して少なくないと感じている。利用支援事業に規定される助成金対象者がより広範となれば、更に低所得者層の利用も進むと考えてるので、是非ご検討いただければと思う。

○小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱

(平成13年 5月 1日)

小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見について、高齢者、知的障害者及び精神障害者の福祉の増進を図るために、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2の規定に基づき、市長が行う審判の請求（以下「審判の請求」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(審判請求要件)

第2条 市長は、審判の請求を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 本人の事理を弁識する能力
- (2) 本人の生活状況、健康状態及び精神状態
- (3) 本人の配偶者及び2親等内親族（以下「配偶者等」という。）の存否、当該配偶者等による本人保護の可能性並びに当該配偶者等が審判の請求を行う意思の有無
- (4) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による本人に対する支援策の有無
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本人の福祉を図るために特に必要と認められる状況

2 市長は、本人に配偶者等がない場合であって、その3親等又は4親等の親族が審判の請求を行うことが明らかであるときは、審判の請求を行わないものとする。

(審判の請求の手續)

第3条 審判の請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續は、家庭裁判所の定めるところによる。

(審判の請求に要する費用)

第4条 市長は、審判の請求及び審判に関する費用を支弁する。

2 審判が行われ、後見人、補佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）が選任された場合には、後見人等を通じ、前項の規定により市長が支弁した審判の請求及び審判に要した費用を本人に対して求償するものとする。

3 前項において、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(親族への情報提供)

第5条 第2条において、本人の親族が審判の請求を行う意思を有する場合には、必要に応じて、本人に関する情報を必要の範囲内で当該親族に提供することができる。

○ 小田原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成18年 10 月1 日)

小田原市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）で定める成年後見制度の利用に当たり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、小田原市が行う助成について定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 助成の対象者は、小田原市成年後見制度における市長が行う審判の請求に関する要綱（平成 1 3 年 5 月 1 日制定）に基づき、市長が家庭裁判所に対して後見開始、保佐開始及び補助開始の審判の請求（以下「審判請求」という。）を行った者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

(1)生活保護を受けている者及びこれに準ずる者

(2)前号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用に要する費用を負担することが困難であると市長が認める者

(対象費用)

第 3 条 助成対象費用は、審判請求に要する費用（以下「審判申立費用」という）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬の全部又は一部（以下「審判請求費用等」という。）とする。

(助成額)

第 4 条 審判請求費用に係る助成額は、これに要した費用に相当する額とする。

2 成年後見人等に対する報酬に係る助成額は、家庭裁判所が決定する成年後見人等の報酬額とする。ただし、特別養護老人ホーム等の施設入所者については月額 1 万 8, 0 0 0 円を、その他の者については月額 2 万 8, 0 0 0 円を上限とする。

(審判請求費用の助成方法)

第 5 条 審判請求費用に係る助成は、市長が家庭裁判所に対し非訟事件手続法（明治 3 1 年法律第 1 4 号）第 2 8 条に規定する関係人に対する費用負担の命令を求める申立をしない方法により行う。

2 市長は、前項に規定する審判請求費用の助成を行ったときは、審判請求費用助成決定通知書（様式第 1 号）により対象者に通知するものとする。

(成年後見人等に対する報酬の助成方法)

第6条 成年後見人等に対する報酬の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、成年後見人等報酬助成申請書（様式第2号）に、家庭裁判所が発行する報酬付与の審判決定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第7条 前条に規定する助成の決定を受けた申請者は、成年後見人等報酬助成請求書（様式第4号）にとり、当該決定された助成額を請求するものとする。

2 助成金の支払は、前項に規定する請求に基づき、対象者名義の金融機関口座への口座振込にて行う。

(報告義務)

第8条 審判請求費用等の助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があったときは、速やかに資産状況等変更報告書（様式第5号）に当該事実を確認できる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第9条 市長は、本人の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止し、又は助成の金額を増減することができる。

2 市長は、前項の規定により助成の中止等を決定したときは、成年後見人等報酬助成中止（変更）通知書（様式第6号）により、助成を受けている者又は当該助成を受けている者の成年後見人等に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の支給を受けたとき、又は成年後見人等に対する報酬に係る助成金がそれ以外の目的に使用されたときは、この要綱に基づく助成を取り消し、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、成年後見制度利用支援事業の実施に関し必

要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において、非訟事件手続法第28条に定める関係人に対する費用負担の命令を求める申立を行わなかった者については、第5条に規定する助成を行ったものとみなす。

様式第1号（第5条関係）

審判請求費用助成決定通知書

第 号
年 月 日

様

小田原市長



年 月 日付けで小田原市長がした成年後見制度における審判請求に
要した費用を助成したことを通知します。

① 要した費用

総 額
内 訳

② 成年後見人等

住所

氏名

生年月日

連絡先

様式第2号（第6条関係）

成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

小田原市長 様

申請者 住所

氏名 ㊟

（本人との関係 ）

次のとおり関係書類を添えて申請します。

成年被後見人等	氏名		電話	
	住所	〒		
	性別	男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）
成年後見人等	氏名		電話	
	住所	〒		
生活保護受給の有無 ・添付書類	<input type="checkbox"/> 有	受給開始年月日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 報酬付与の決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書		
法定後見の種類	後見 ・ 保佐 ・ 補助			
助成の申請額	円（報酬付与の審判により決定した額） （ 年 月から 年 月分まで）			
助成開始年月	年 月			

様式第3号（第6条関係）

成年後見人等報酬助成決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のありました成年後見人等報酬助成については、
次のとおり決定しましたので通知します。

成年被後見人等	氏名		
	住所	〒	
成年後見人等	氏名		
	住所	〒	
決定内容	<input type="checkbox"/> 助成する	決定年月日	年 月 日
		助成の種類	成年後見人等報酬
		助成額	円 (年 月から 年 月分まで)
		助成開始年月	年 月
	<input type="checkbox"/> 助成しない	理由	

様式第4号（第7条関係）

成年後見人等報酬助成金請求書

年 月 日

小田原市長 様

請求者 住所

氏名

㊞

年 月 日付けで決定のあった成年後見人等報酬助成について、次のとおり請求します。なお、請求金額については、次の口座に振り込みください。

請求金額	円 (年 月分から 年 月分まで)
金融機関名 (郵便局は不可)	銀行 信用金庫・組合 農業協同組合 店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※ 口座名義は、成年被後見人等に限りません。

様式第5号（第8条関係）

資産状況等変更報告書

小田原市長 様

住所

氏名

㊟

（本人との関係

）

電話

次のとおり報告します。

成年被後見人等	住所		
	氏名		
事実の生じた年月日	年 月 日		
変更事項	変更内容		
	<input type="checkbox"/> 転居・ 転出	旧住所	
		新住所	
	<input type="checkbox"/> 死亡		
<input type="checkbox"/> その他			

※ 変更の内容が確認できる書類を添付してください。

様式第6号（第9条関係）

成年後見人等報酬助成中止（変更）通知書

第 号
年 月 日

様

小田原市長

印

年 月 日付けで決定した成年後見人等報酬助成につきましては、
次のとおり中止（変更）を決定しましたので通知します。

成年被後見人等	氏名		
	住所		
成年後見人等	氏名		
	住所		
決定内容	<input type="checkbox"/> 中止する	助成中止年月	年 月
	<input type="checkbox"/> 変更する	変更年月	年 月
		変更の内容	
中止（変更）の理由			

2 前項に規定する情報の提供を行う場合には、小田原市個人情報保護条例（小田原市条例第25号）に従い、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

（その他）

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

成年後見制度利用支援のための助成のあり方について

1 現在の本市の利用助成の課題

- ・ 申立費用や報酬の助成の対象者が、市長申立てにより後見人等の審判請求を行った方に限定されており、親族等が後見等の申立てをする場合の費用の負担や後見人等に対する報酬の支払いが困難なケースに対応することができていない。
- ・ 収入・貯蓄（資産）に関する要件が不明確であり、助成対象となるかどうかのわかりにくい。

2 検討している主な改正点

- ・ 市長申立てによらず成年後見制度を利用する方についても、申立費用や報酬の助成の対象者とする。

※報酬助成を市長申立て対象者に限定している自治体は、県内 19 市中 8 市

- ・ 世帯に応じた収入・貯蓄（資産）要件を設ける。

《参考》報酬助成の収入・貯蓄（資産）要件に関する県内他市の事例

	収入要件	貯蓄（資産）要件
横浜市	収入見込年額が 150 万円以下で、複数世帯の場合は一人につき 50 万円を加えた額以下となること。	資産が 350 万円以下で、複数世帯の場合は一人につき 100 万円を加えた額以下となること。
川崎市	本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること。	本人が有する預貯金、現金及び有価証券等の合計額が、家庭裁判所が決定した報酬額に 30 万円を加えた額を下回ること。
鎌倉市	前年分の定期的な年間の収入額が 100 万円を超えないこと。	成年後見制度を利用するために活用できる資産（居住用不動産及び 100 万円以下の預貯金等を除く）を持たないこと。
藤沢市	家庭裁判所の報酬付与審判書の活動期間における収入が、単身世帯で 120 万円以下、2 人以上世帯で 120 万円に世帯員 1 人につき 60 万円を加えた額以下であること。	家庭裁判所の報酬付与審判書の活動期間末日の預貯金の額が、単身世帯で 100 万円以下、2 人以上世帯で 100 万円に世帯員 1 人につき 50 万円を加えた額以下であること。
三浦市	前年分の所得税の非課税世帯に属する者であること。	—
厚木市★	成年被後見人等及び生計を一にする世帯全員が市民税非課税であること。	成年被後見人等の預貯金及び現金の合計額から報酬額を控除した額が 50 万円以下となること。
大和市	世帯員全員の市町村民税が非課税であること。	世帯員全員が成年後見制度を利用するために活用できる適当な資産（居住用不動産及び 150 万円に世帯構成員 1 人ごとに 50 万円を加算した額以下の預貯金等を除く）を持たないこと。
伊勢原市	本人及び本人と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であること。	成年後見制度を利用するために活用できる資産（100 万円以下の預貯金を除く）がないこと。
綾瀬市	世帯員全員の市町村民税が非課税であること。	世帯員全員が成年後見制度を利用するために活用できる適当な資産（居住用不動産及び 150 万円に世帯構成員 1 人ごとに 50 万円を加算した額以下の預貯金等を除く）を持たないこと。

★厚木市はこのほかに収支要件の設定あり。

報酬付与審判で報告した収支から報酬額を控除した額が 30 万円以下となること。